

**登別市**  
**子ども・子育て支援事業計画**

**素案**

# 目次

## 第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象

## 第2章 登別市の子育てを取り巻く状況

- 1 人口と世帯等の動向
- 2 教育・保育の状況
- 3 ニーズ調査結果の概要

## 第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 基本的な視点
- 3 基本目標
- 4 施策の体系
- 5 子ども・子育て支援新制度への対応

## 第4章 施策の展開

- 基本目標1 地域における子育て支援の充実
- 基本目標2 親と子の健康の確保及び増進
- 基本目標3 子どもの成長に資する教育環境の整備
- 基本目標4 安全な子育て環境の整備
- 基本目標5 仕事と生活の調和の促進
- 基本目標6 障がい児、要保護児童等へのきめ細かな取り組みの推進

## 第5章 見込み量と確保策

- 1 教育・保育事業
- 2 地域子ども・子育て支援事業

## 第6章 計画の推進

- 1 推進体制の充実
- 2 計画の点検・評価に向けて

# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の背景

わが国では、急速な少子高齢化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など将来的に社会・経済への影響を与える懸念のある課題が深刻になっています。また、核家族化の進行、就労環境の変化など子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中で、国においては、平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体や事業主の行動計画策定を義務づけるなど次世代育成支援の推進を図ってきました。「次世代育成支援対策推進法」においては、「少子化社会対策基本法」の理念を具体化するために地方公共団体や企業に行動計画の策定を義務付けおり、市でも平成 17 年 3 月に「登別市次世代育成支援行動計画」を策定し、平成 21 年度までの前期計画期間、26 年度までの後期計画期間を通して家庭、地域、保育施設、学校、行政等が連携し、子どもを生み育てやすいまちづくりを目指して次世代育成支援を推進してきました。

しかしながら、これらの取り組みにも関わらず、子ども・子育て支援が質・量ともに不足していること、子育ての孤立感や負担感が増加していることなどを背景とし、新たな取り組みとしての「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

この「子ども・子育て関連3法」に基づき、平成 27 年に「子ども・子育て支援新制度」が施行されます。新制度においては、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童の解消、地域での子ども・子育て支援の充実を図ることとしています。

このような流れを受け、市においても、第一義的には「子どもは親、保護者が育むことが基本」としながらも、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支えあいの仕組みを構築する必要があります。

「登別市次世代育成支援行動計画」が平成 26 年度に最終年度を迎えたことから、市内の子ども・子育て支援に関するこれまでの取組の成果を引き継ぎつつ、新たな計画として「登別市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

## 2. 計画の位置付け

- (1) この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。
- (2) この計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画である「登別市次世代育成支援行動計画」の基本的な考え方等を継承し、子どもとその家庭に関わる施策を体系化し、保健・医療、福祉、教育、住宅、労働、まちづくり等のさまざまな分野にわたり、総合的な展開を図るものです。
- (3) この計画は、実態調査の結果や子ども・子育て会議などによる市民の意見を反映して策定しています。
- (4) この計画は、子どもが健やかに成長する環境整備や、市民の子育てニーズに対応できる子育て支援サービスの提供について、地域と一体になって取り組むための指針となるものです。
- (5) この計画は、国や道の子ども・子育て支援行動計画に係る指針を踏まえるとともに、「登別市総合計画（第2期基本計画）」（平成 18 年度～27 年度）を始めとする関連計画と整合性を図り策定しています。

## 3. 計画の期間

この計画は、平成 27(2015)年度を初年度として、平成 31(2019)年度までの5年間を計画期間とします。

## 4. 計画の対象

この計画は、子どもと子どものいる家庭、地域、事業所、行政及び子育てに関する個人や団体等、市内の子どもと子育てを支える地域全体を対象として策定します。

## 第2章 登別市の子育てを取り巻く状況

### 1. 人口と世帯等の状況

#### (1) 人口・世帯の状況

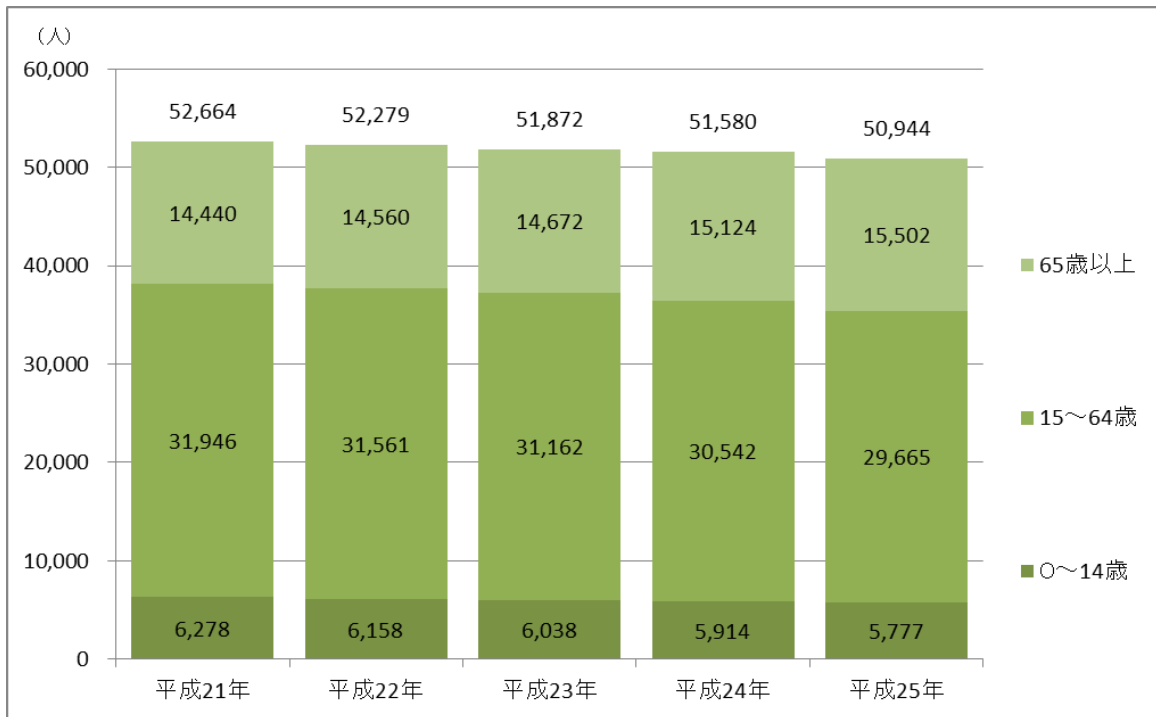
##### ①人口の推移

市の総人口はここ数年の間減少傾向が続いており、平成25年10月1日現在の人口は50,944人となっています。

年齢区分別でみると、就学前、小学生、中学生の対象年齢に当たる「0～14歳」人口は5,777人、総人口に占める割合は11.3%となっています。

「0～14歳」と「15～64歳」は年々減少しており、「65歳以上」の高齢者人口が顕著に増加しています。

年齢3区分別人口の推移



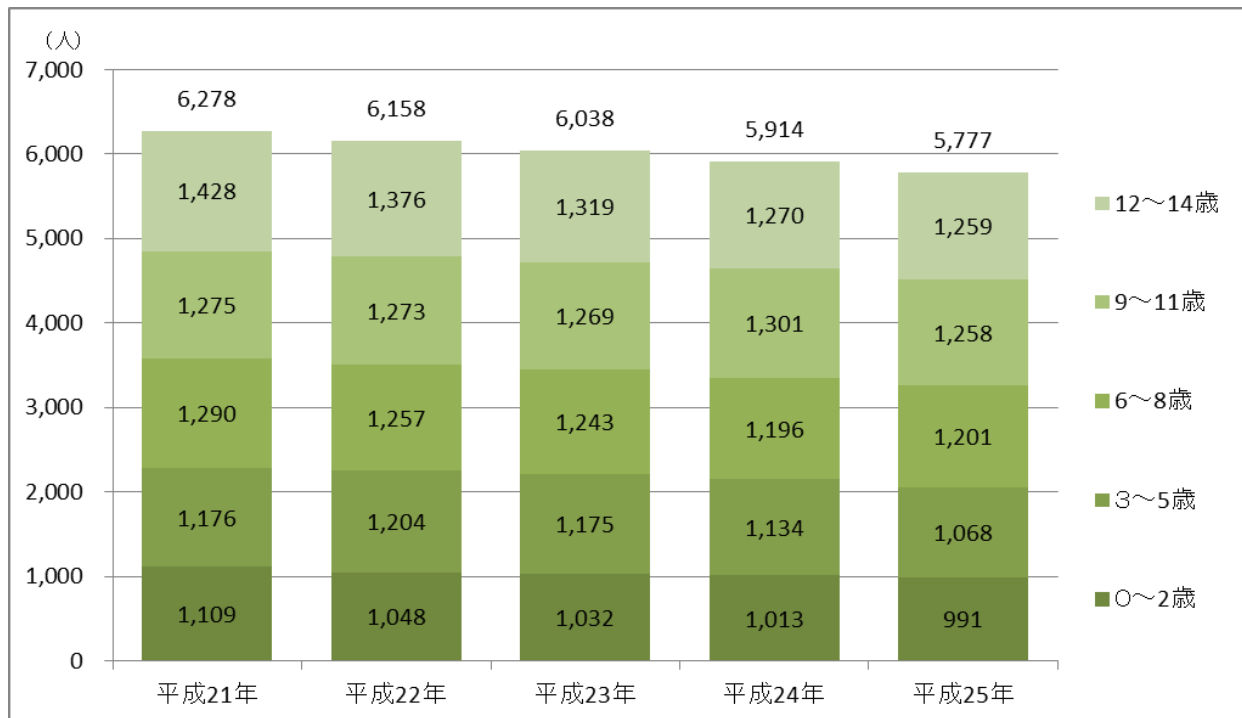
	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
0～14 歳 (人)	6,278	6,158	6,038	5,914	5,777
構成比 (%)	11.9	11.8	11.6	11.5	11.3
15～64 歳 (人)	31,946	31,561	31,162	30,542	29,665
構成比 (%)	60.7	60.4	60.1	59.2	58.2
65 歳以上 (人)	14,440	14,560	14,672	15,124	15,502
構成比 (%)	27.4	27.9	28.3	29.3	30.4
総人口	52,664	52,279	51,872	51,580	50,944

(注) 構成比 (%) は総人口に占める割合  
資料: 「住民基本台帳」 各年10月1日現在

## ②年少人口の推移

年少人口（「0～14歳」人口）の推移をみると、平成24年は9～11歳で増加したものの、全体として減少傾向をたどっています。平成25年には0～2歳が1,000人を下回りました。

年少人口（「0～14歳」人口）の推移

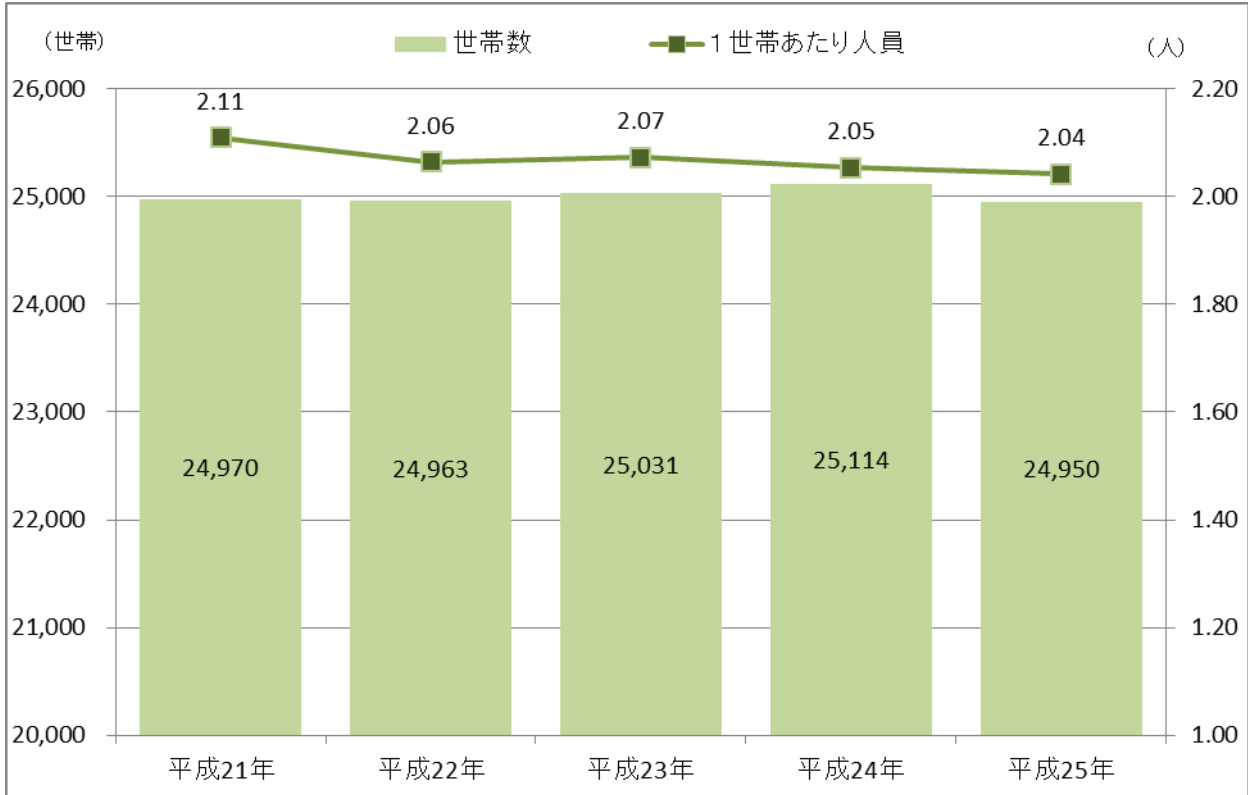


資料：住民基本台帳 各年10月1日現在

### ③世帯数の推移

世帯数は平成24年に25,114世帯といったん増加したものの、平成25年には24,950世帯と減少しています。1世帯あたりの人員は平成21年の2.11人から平成25年には2.04人と減少しています。

世帯数と世帯あたり人数の推移



資料：住民基本台帳 各年10月1日現在

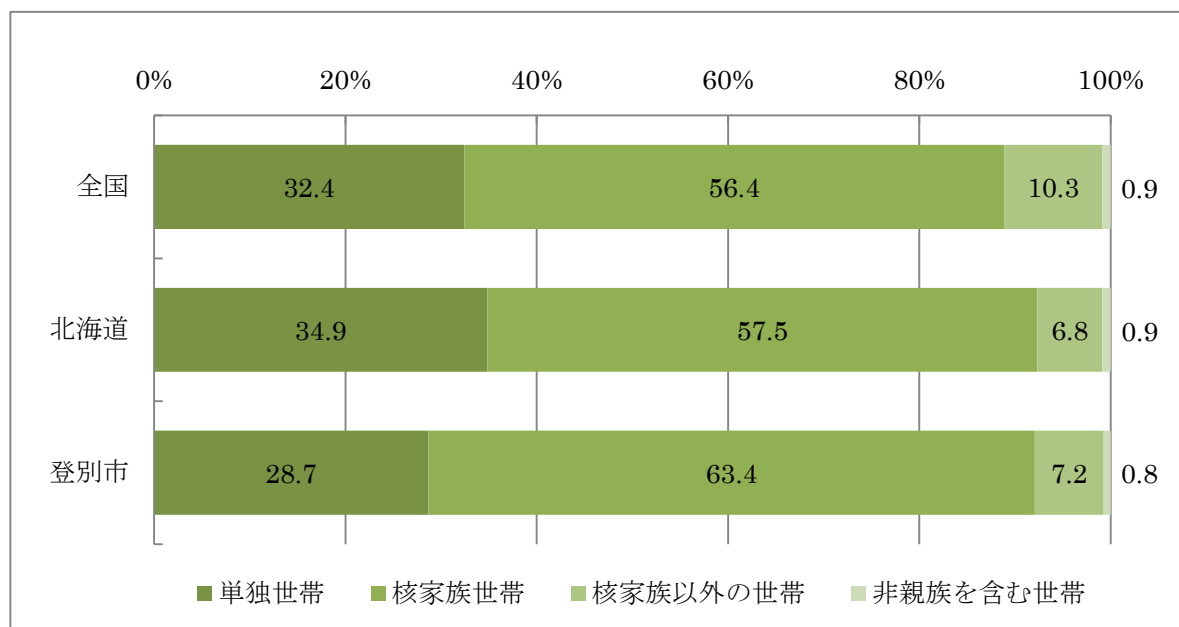
#### ④児童のいる世帯の状況

平成22年の国勢調査によると、市の一般世帯数は21,680世帯で、そのうち「親族世帯」が15,298世帯(70.6%)、「単独世帯」が6,219世帯(28.7%)という構成になっています。

また、親族世帯のうち「核家族世帯」は13,742世帯(63.4%)となり、最も多くを占めています。

核家族世帯のうち、「夫婦と子ども」の世帯は38.9%を占めています。また、母子世帯は619世帯、父子世帯は59世帯となっています。

一般世帯数の構成比



(注) 構成比 (%) は一般世帯数に占める割合

資料：平成22年国勢調査

核家族世帯の状況

	核家族世帯	核家族世帯内訳			
		夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども
全国	29,206,899	10,244,230	14,439,724	664,416	3,858,529
構成比%	100.0%	20.1%	28.3%	1.3%	7.6%
北海道	1,390,075	578,874	587,312	28,294	195,595
構成比%	100.0%	41.6%	42.3%	2.0%	14.1%
登別市	13,742	6,435	5,351	278	1,678
構成比%	100.0%	46.8%	38.9%	2.0%	12.2%

(注) 構成比 (%) は核家族世帯数に占める割合

資料：平成22年国勢調査

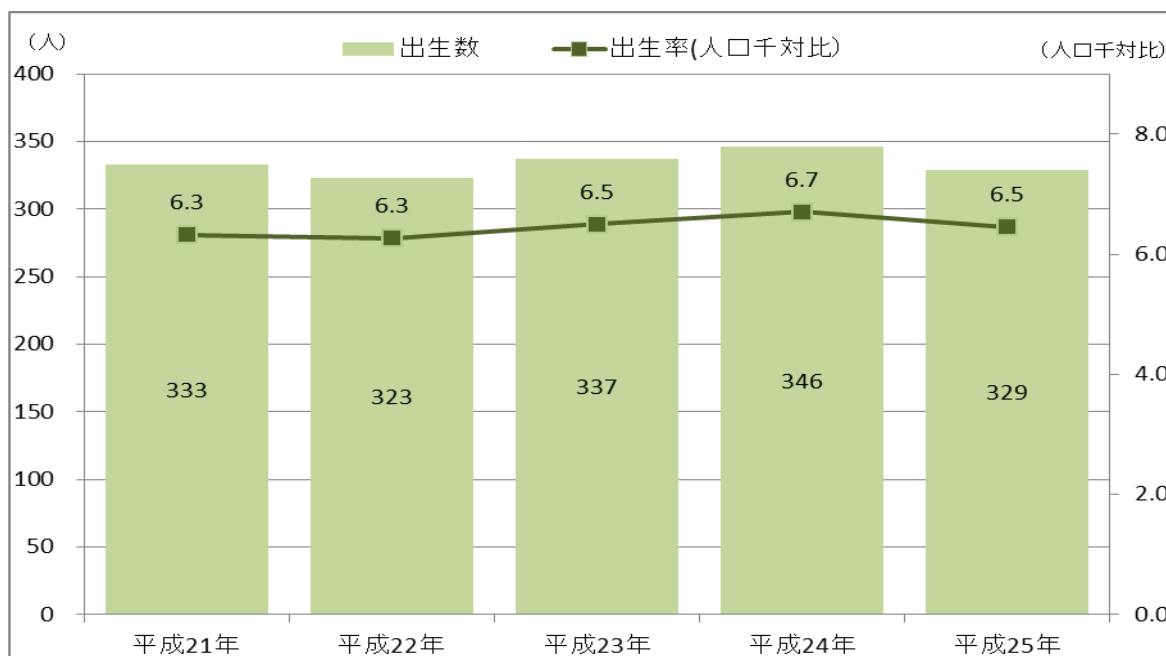


## (2) 出生数の状況

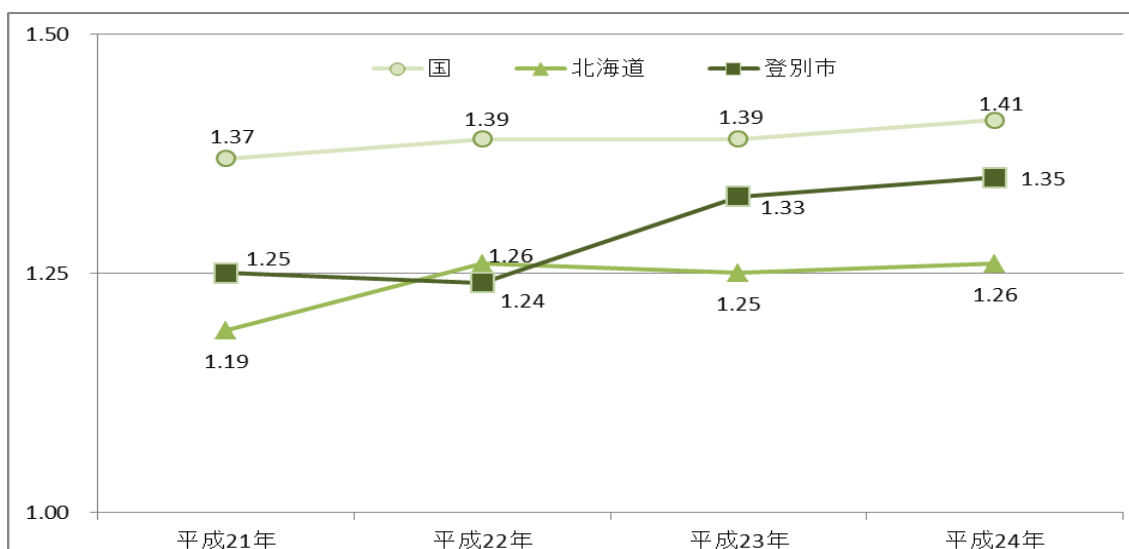
市の出生数は毎年330人前後で推移しています。出生率（人口1,000人に対する出生者の割合）は6.5前後となっています。

合計特殊出生率（一人の女性が生涯に産む子どもの人数）は上昇傾向にあり、平成24年には1.35と北海道平均の1.26を上回っています。

### 出生数の推移



### 合計特殊出生率の推移



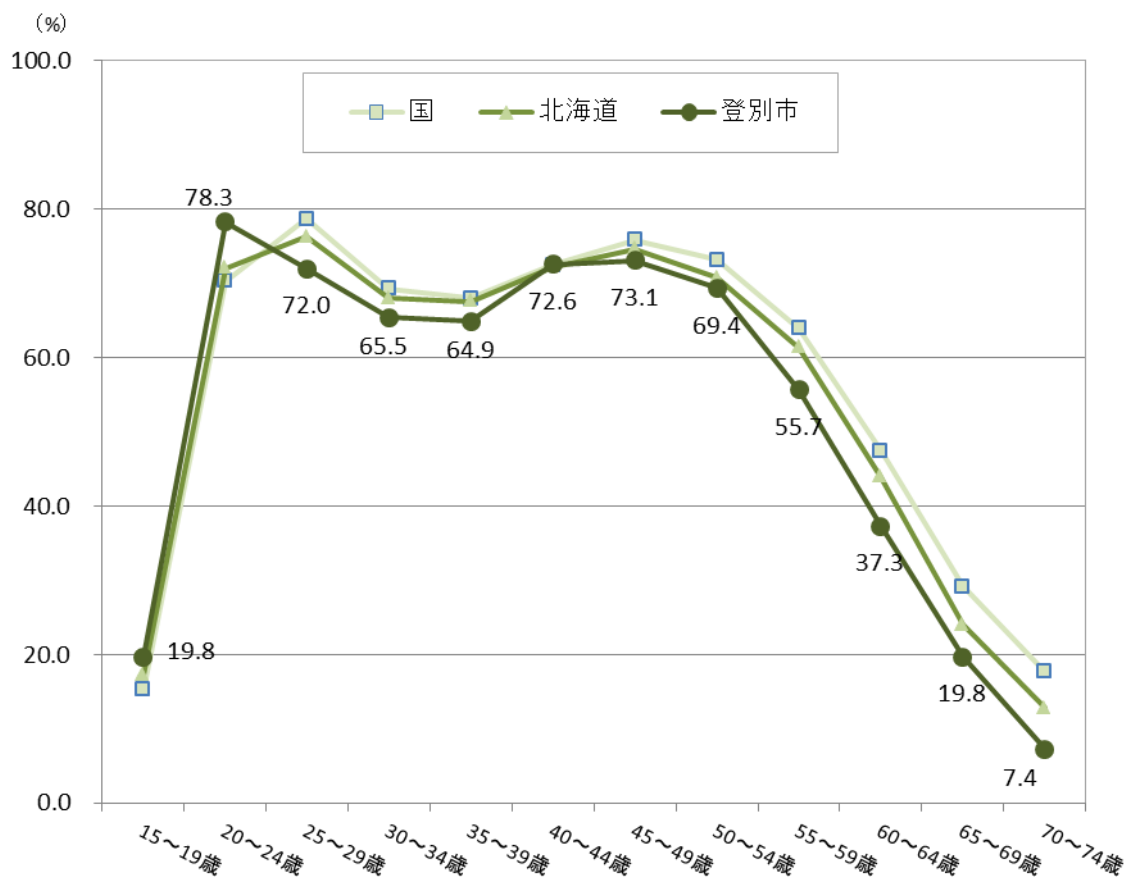
資料：国 人口動態統計（各年1月1日）（厚生労働省）

北海道数値は「平成23年北海道保健統計年報」（平成25年6月）

### (3) 就業の状況

子育てと仕事との両立に関連して、女性の年齢階級別労働力率をみると、「20～24歳」の労働力率は78.3%ですが、30歳代で65%程度まで低下し、40歳代では再び7割台に上昇しており、いわゆるM字型を示しています。また、M字の底は北海道や国の値よりも低くなっています。

女性の年齢階級別労働力率



資料：平成22年国勢調査より 労働力状態不詳を含まず算出

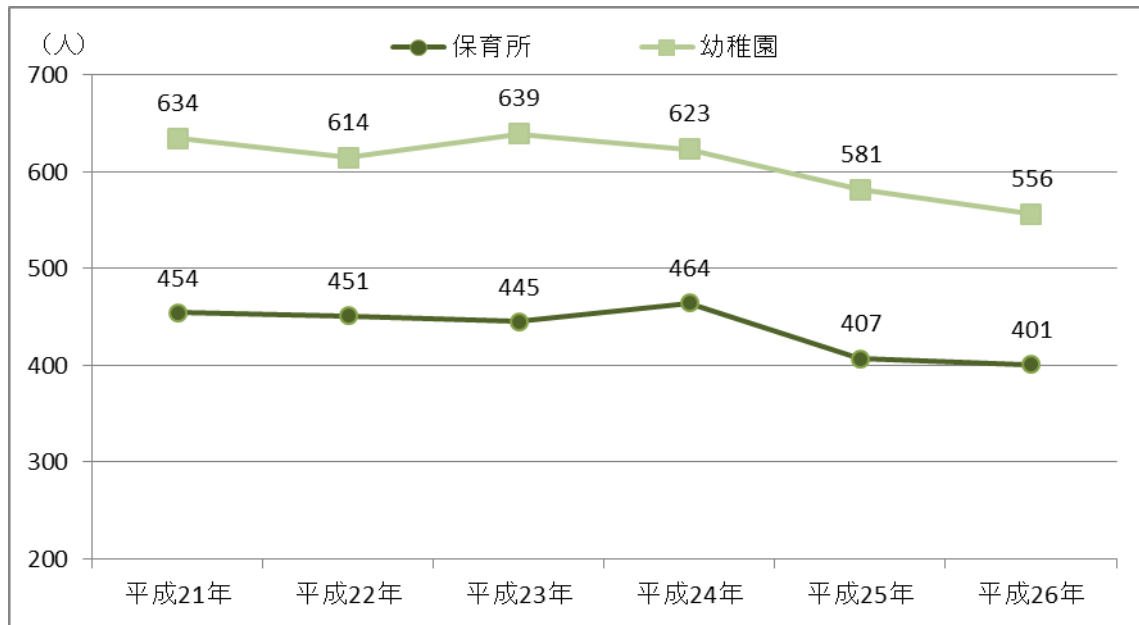
## 2. 教育・保育の状況

### (1) 就学前の教育・保育の利用状況

市内には公立の保育所が5か所、私立の幼稚園が4園あります。平成26年5月現在、公立保育所利用者数は401人、幼稚園利用者数は556人となっています。対象年齢人口に占める利用率で見ると保育所は19.4%、幼稚園は51.9%となっています。

保育所・幼稚園ともに、平成24年以降、利用者数は減少傾向となっています。

公立保育所・幼稚園の利用者数の推移



各年5月1日現在

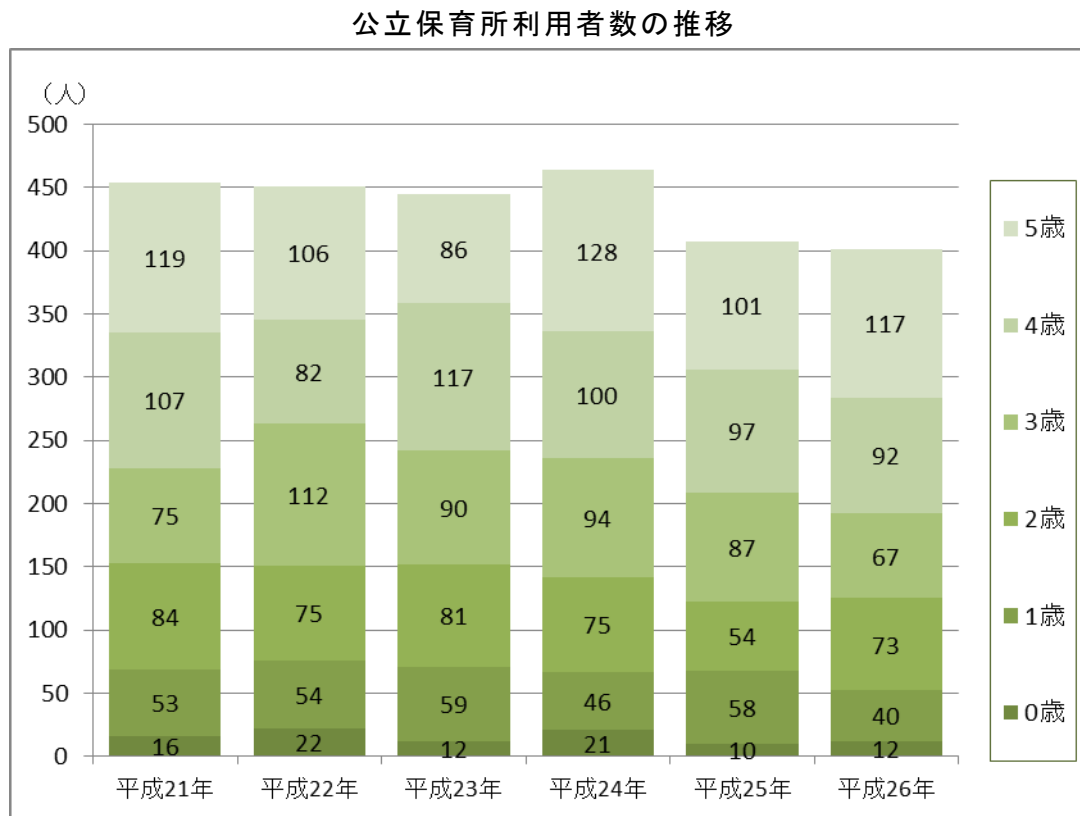
公立保育所・幼稚園利用率の推移

		平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年
保育所	0~5歳人口	2,285	2,252	2,207	2,147	2,059	2,072
	利用者(人)	454	451	445	464	407	401
	利用率(%)	19.9	20.0	20.2	21.6	19.8	19.4
幼稚園	3~5歳人口	1,176	1,204	1,175	1,134	1,068	1,071
	利用者(人)	634	614	639	623	581	556
	利用率(%)	53.9	51.0	54.4	54.9	54.4	51.9

各年5月1日現在

### ①保育所利用状況

公立保育所5か所の定員総数は540人です。保育所全体の利用者数は、平成26年401人、定員充足率は74.3%となっています。

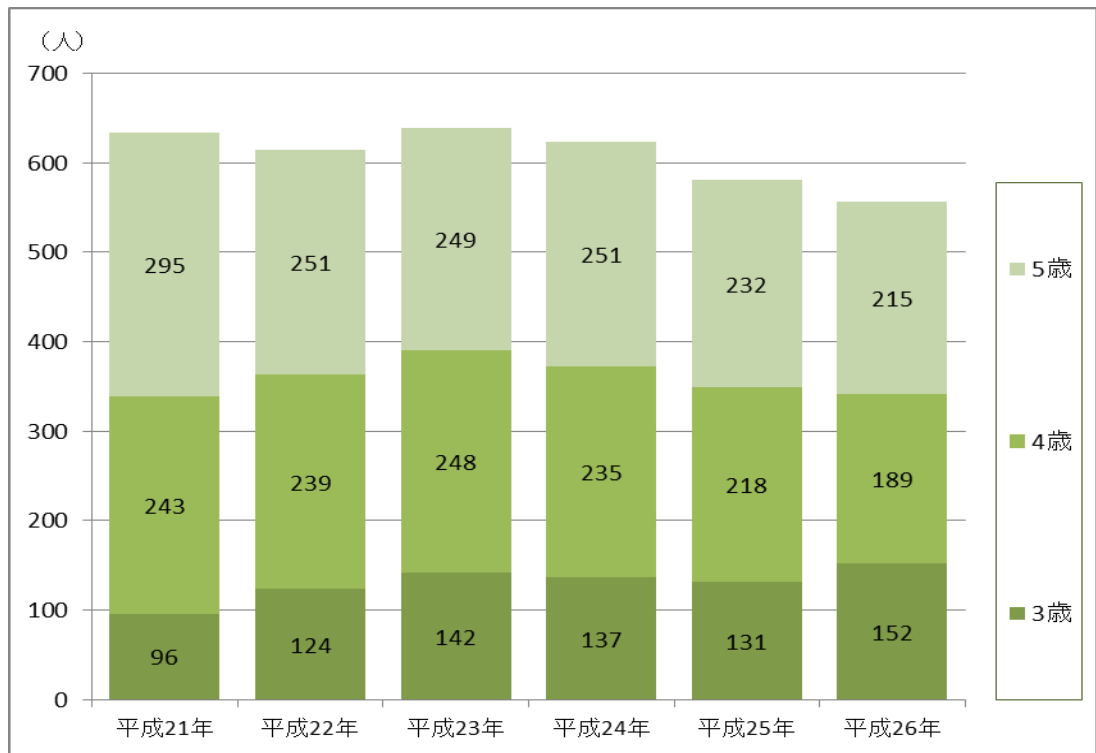


各年5月1日現在

## ② 幼稚園利用状況

私立幼稚園4園の定員総数は685人です。幼稚園全体の利用者数は、平成26年は556人、定員充足率は81.2%となっています。

幼稚園利用者数の推移



各年5月1日現在

## ③ 認可外施設の利用状況

市内には認可外の保育施設が7か所あり、平成26年5月現在、49人が利用しています。

認可外施設利用者数の推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
0歳	4	9	5	3
1歳	17	9	16	22
2歳	20	17	10	16
3歳	15	8	11	5
4歳	4	0	1	1
5歳	7	3	3	2
計	67	46	46	49

各年5月1日現在

## (2) 児童・生徒数

市内には小学校が8校、中学校が5校あります。平成26年5月現在、小学校児童は2,402人、中学校生徒は1,145人となっています。

児童・生徒数の推移

		平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年
小学校	学校数	8	8	8	8	8	8
	学級数	108	108	107	105	105	102
	在籍児童数	2,535	2,555	2,524	2,475	2,446	2,402
中学校	学校数	5	5	5	5	5	5
	学級数	51	50	47	46	46	44
	在籍生徒数	1,303	1,272	1,236	1,188	1,161	1,145

各年5月1日現在

### 3. ニーズ調査結果の概要

計画策定に先立って実施した「登別市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」(以下「ニーズ調査」)の結果を紹介します。

#### (1) 調査の概要

調査地域…… 登別市全域

調査対象…… ①就学前児童調査：市内在住の就学前児童の保護者

②小学生調査：市内在住の小学校1年生から小学校6年生までの児童の保護者

調査方法…… 郵送配付—郵送回収

調査期間…… 平成25年11月8日(金)～平成25年11月25日(月)

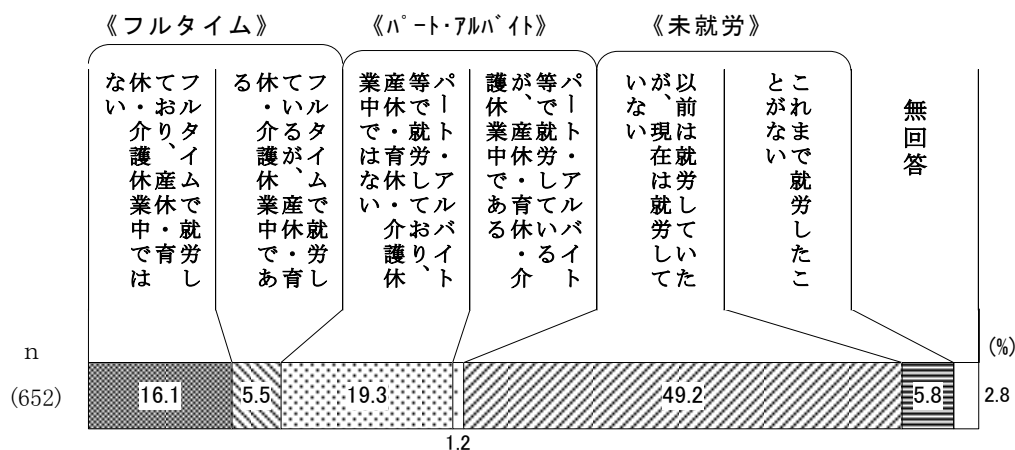
回収結果…… 下記の通り

調査名	配付数	回収数	回収率
1. 就学前児童調査	1,000件	654件	65.4%
2. 小学生調査	1,200件	734件	61.2%
合計	2,200件	1,388件	63.1%

#### (2) 保護者の就労状況(就学前児童)

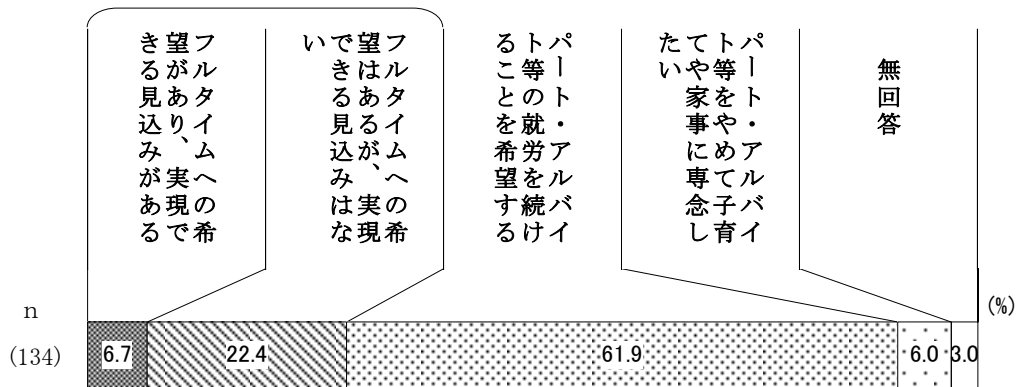
母親の就労状況は、フルタイムが21.6%、パートタイム等が20.5%となり、就労者が約4割を占めています。また、未就労は55.0%と半数以上を占めていますが、この内3割が1年以内の就労意向を示しています。

#### ◆母親の就労状況



◆就労希望（現在未就労者）

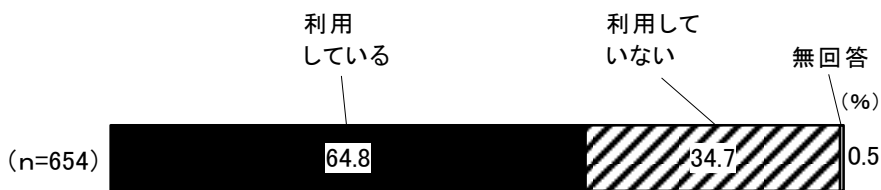
《就労希望あり》



(3) 教育・保育の利用状況（就学前児童）

幼稚園・保育所などを平日定期的に「利用している」は64.8%、「利用していない」は34.7%となっています。

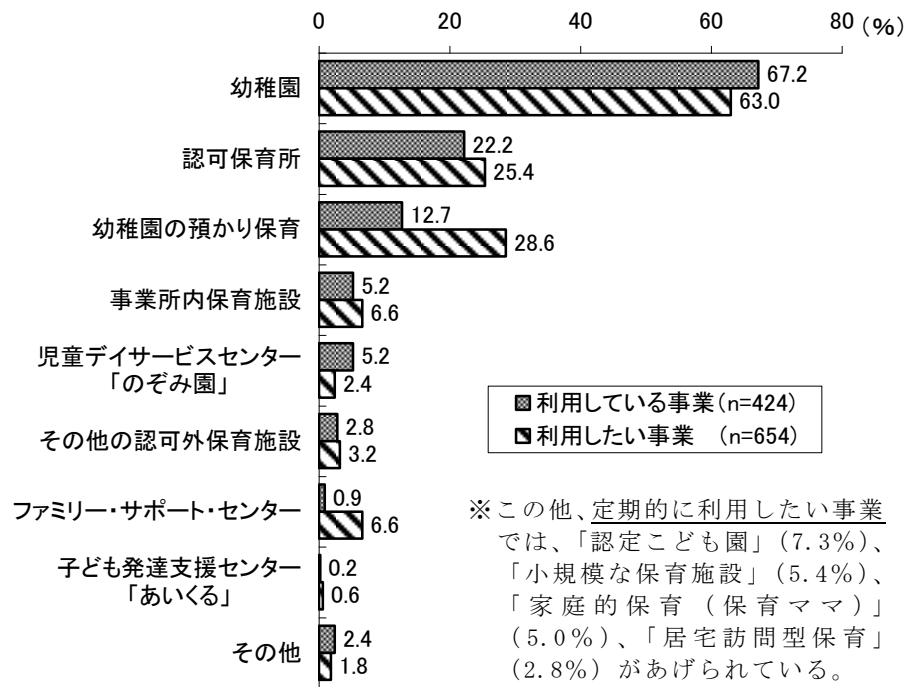
◆平日定期的な幼稚園・保育所などの利用状況



利用している事業としては、平日定期的に利用している事業等は、「幼稚園」が67.2%で最も多く、「認可保育所」(22.2%)、「幼稚園の預かり保育」(12.7%)が続いています。利用希望との差を見ても幼稚園や認可保育所では大きな違いはありません。一方で、幼稚園の預かり保育で利用意向が3割近くへと大きく増加している。



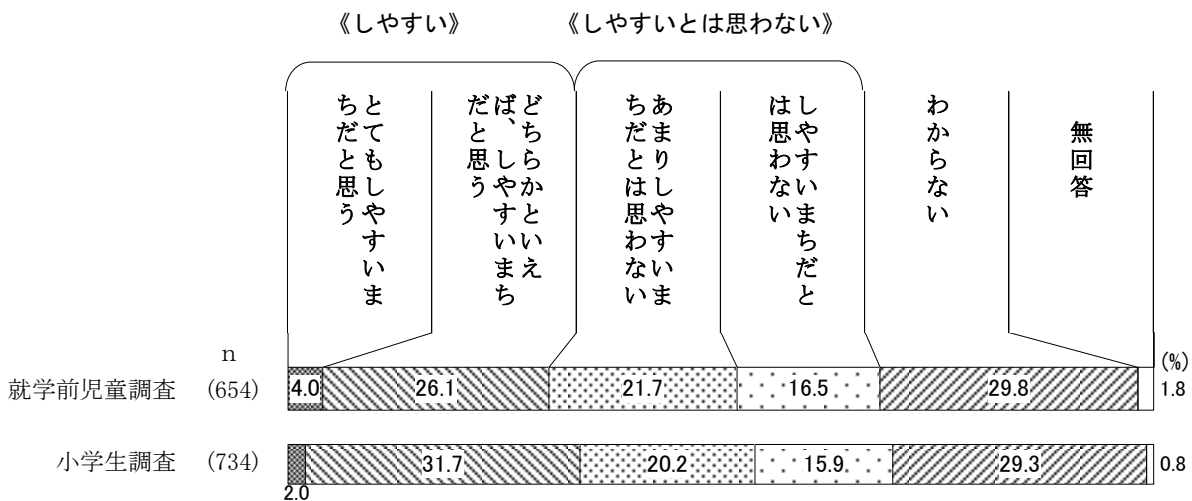
◆利用している事業等と利用したい事業



(4) 市の子育てのしやすさ

市内の子育てのしやすさについては、「しやすい」は就学前、小学校児童ともに3割程度となっています。

◆市の子育てのしやすさ

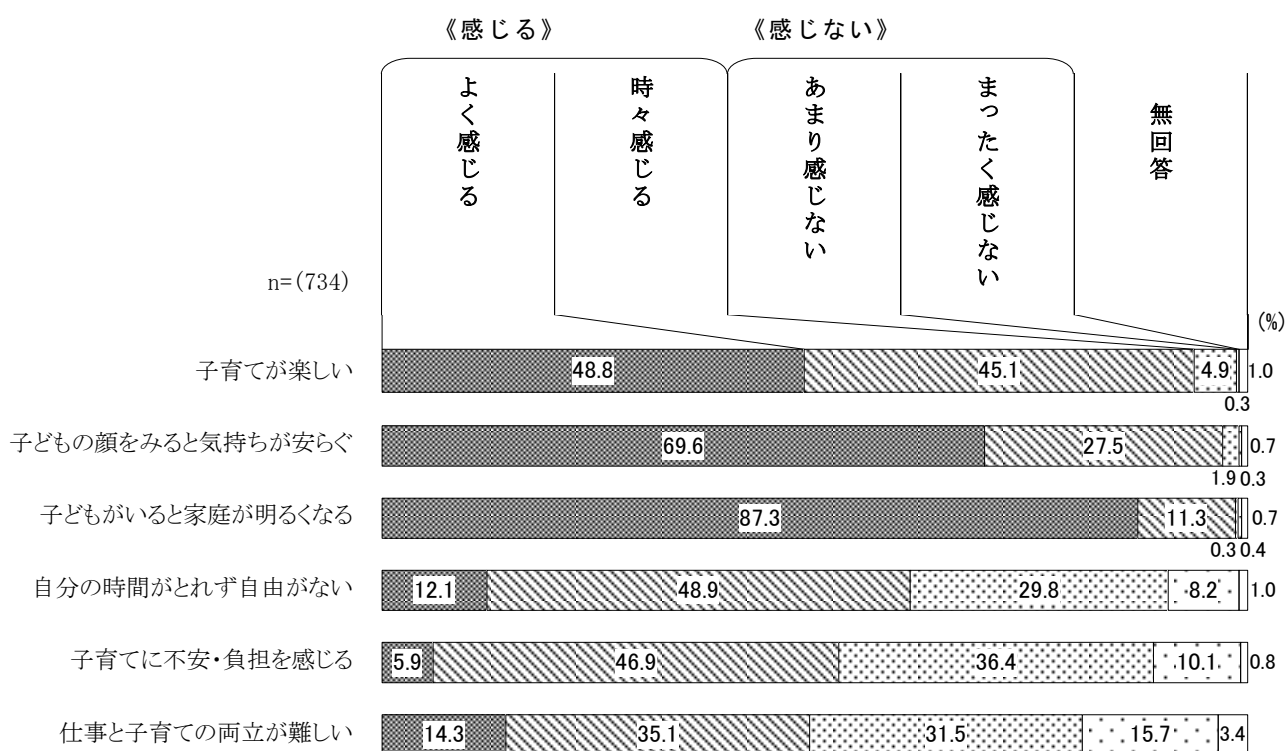


### (5) 日頃の子育てについて（就学前児童）

日頃、子育てをしていて《感じる》こととしては、“子どもがいると家庭が明るくなる”（98.6%）、“子どもの顔を見ると気持ちが安らぐ”（97.1%）、“子育てが楽しい”（93.9%）といったプラス的な項目ではいずれも9割台を占めて多くなっています。

一方、マイナス的な項目では、“自分の時間がとれず自由がない”が61.0%と多く、“子育てに不安・負担を感じる”や“仕事と子育ての両立が難しい”も5割前後となっています。

◆日頃の子育てについて

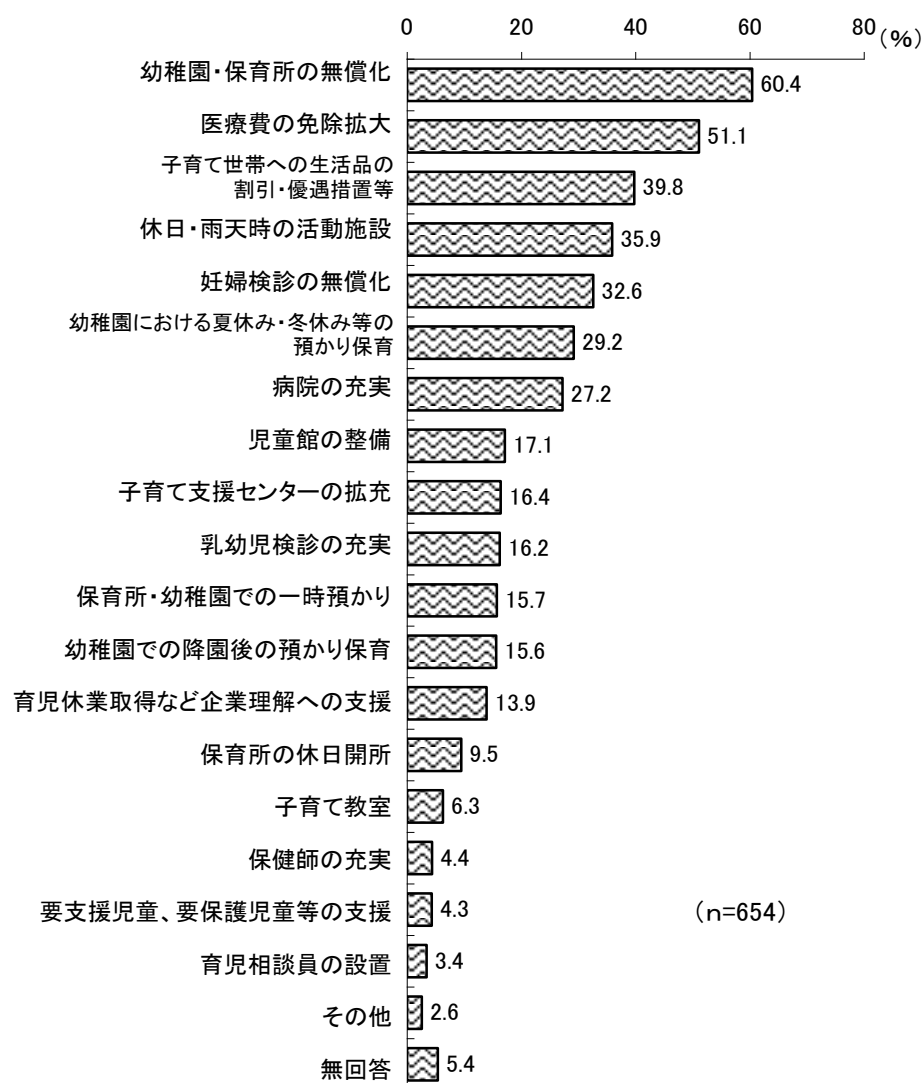


## (6) 市に望む子育て支援策

【就学前児童】

登別市に望む子育て支援策は、「幼稚園・保育所の無償化」が60.4%で最も多く、以下、「医療費の免除拡大」(51.1%)、「子育て世帯への生活品の割引・優遇措置等」(39.8%)、「休日・雨天時の活動施設」(35.9%)、「妊婦検診の無償化」(32.6%)、「幼稚園における夏休み・冬休み等の預かり保育」(29.2%)、「病院の充実」(27.2%)が続いています。

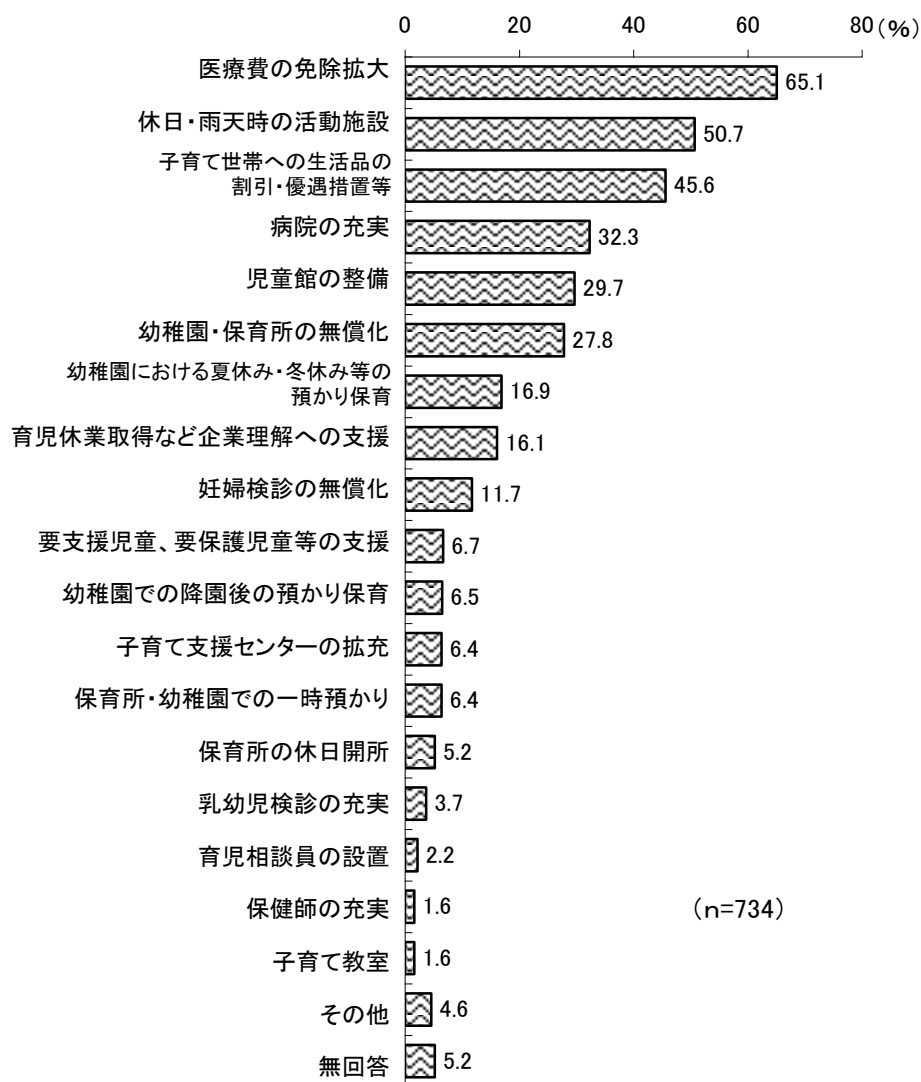
◆市に望む子育て支援策(就学前児童)



【小学生】

小学生では、「医療費の免除拡大」が65.1%で最も多く、以下、「休日・雨天時の活動施設」(50.7%)、「子育て世帯への生活品の割引・優遇措置等」(45.6%)、「病院の充実」(32.3%)、「児童館の整備」(29.7%)、「幼稚園・保育所の無償化」(27.8%)が続いています。

◆市に望む子育て支援策(小学生)



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

安心して子どもを生ま

健やかに育て

明るい未来をつくるまち

市ではこれまでも、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本認識のもとに、『安心して子どもを生ま、健やかに育てる環境づくり』をテーマに掲げ、子育て家庭全体を支援してきました。

子どもは「未来の夢」、「次代の希望」であり、次代を担う子どもを育てることは、家庭と地域社会が存続するための基礎的条件であるとともに、地域社会に明るい未来をつくり出すものです。

この計画においては、これまでのテーマを理念として継承し、子どもが人間として大切にされ、健やかに成長する環境を家庭・地域社会・事業主・行政など社会全体の連携で作り上げていきます。

## 2. 基本的な視点

基本理念を実現するため、市は次の8項目を基本的な視点として施策に取り組みます。

### **視点1 子どもの幸せを第一に考える視点**

次代の社会を担う子どもたちの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮する必要があります。また、「児童の権利に関する条約」に示されているように、子どもに関わるさまざまな権利を擁護します。

### **視点2 すべての子育て家庭を支援する視点**

核家族化の進行や地域における人間関係の希薄化、価値観の多様化などにより、子育て家庭の生活実態や子育て支援に関するニーズも多様になっています。利用者のニーズに対応した、柔軟で総合的な取り組みにより、すべての子育て家庭を支援します。

### **視点3 仕事と生活の調和の実現を促す視点**

子育てと仕事、仕事と家庭生活や地域活動の両立は依然として困難な状況があり、それが少子化の一つの要因にもなっています。仕事と生活の両立が円滑に実現できるよう、職場における子育てへの配慮を促していきます。

### **視点4 地域社会等全体で子育てを支える視点**

子育ての第一義的な責任は保護者にありますが、一方で「子どもは社会の宝」であり、広く社会全体で支えていくことが必要です。地域社会、事業主、行政など社会を構成するそれぞれが協力して、次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境を整えていきます。

## **視点5 地域の社会資源を活用する視点**

本市には児童館、公民館、学校などの公共施設や子育てサークルを始めとする様々な地域活動、また、豊かな自然環境や受け継がれてきた伝統文化などがあります。こうした地域の社会資源を十分に活用することによって、個性豊かな子どもを育てていきます。

## **視点6 サービスの量と質を確保する視点**

サービスの対象が幼児・児童である教育・保育サービスに関しては、量を確保するとともにサービスの質を高めていくことも大切です。誰もが使いやすく満足のいくサービスとなるよう、**量の確保と質の向上**に取り組みます。

## **視点7 地域の実情に応じた取り組みの視点**

地理的な特性、人口・産業構造、社会的資源の状況等によって、市の中でも多様な地域が存在しています。子ども・子育て支援の充実を図る際にも地域の特性に応じた取り組みとして推進していきます。

## **視点8 次代の担い手づくりという視点**

次世代育成支援は、次世代の親となる子どもが、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みとして進めていきます。

### 3. 基本目標

前述の基本理念と基本的な視点に立って、次の6つの基本目標を設定し、体系的に施策を展開していきます。

- 基本目標 1 地域における子育て支援の充実
- 基本目標 2 親と子の健康の確保と増進
- 基本目標 3 子どもの成長に資する教育環境の整備
- 基本目標 4 子育てを支援する生活環境の整備
- 基本目標 5 仕事と生活の調和の促進
- 基本目標 6 **障がい児、要保護児童等への**きめ細かな取り組みの推進

#### 基本目標 1 地域における子育ての支援の充実

必要なサービスが必要なときに受けられるよう、地域におけるさまざまな子育て支援サービスとその情報提供の充実を図っていきます。また、子育て家庭と地域社会を結ぶネットワークづくりや子育て支援情報の充実に重点を置き、不安や悩みにも的確に対応できるよう、地域における子育て支援を充実していきます。

#### 基本目標 2 親と子の健康の確保と増進

妊娠・出産にはじまり、育児の各ステージにおける子どもとその親（**子どもを養育する全ての人**）の心身の健康を維持・増進していくために、栄養のバランスと規則正しい食事習慣の教育（食育）、各種育児相談、親子の健康を支える医療の充実（特に小児医療の充実）など、保健、医療、福祉、教育の各分野の連携により、親と子の健康の確保と増進を図ります。



### 基本目標 3 子どもの成長に資する教育環境の整備

子どもたちが、さまざまな学習の機会や人々との交流を通して子育ての意義や大切さ、他人への思いやりや自然への愛情を育み、次代を担う社会の一員として成長できるよう、家庭、学校、地域における、教育環境のさらなる整備を進めます。

### 基本目標 4 安全な子育て環境の整備

子どもを安心して産み育てることができるよう、身近な公園やベビーカーでも利用しやすい道路や施設の整備など、バリアフリーのまちづくりを進めます。また、交通事故や犯罪などの被害に遭うことのない安心安全な地域づくりの取り組みを推進していきます。

### 基本目標 5 仕事と生活の調和の促進

すべての子育て家庭において、仕事と家庭生活のバランスの取れた多様な働き方を選択できるよう、仕事と子育ての両立を支援するための各種子育て支援サービスの充実に努めるとともに、国・道や市内事業所等と連携しながら、事業主における行動計画の策定を促します。また、働く人々の権利である育児休業制度等の関連制度等の情報提供により意識啓発に取り組みます。

### 基本目標 6 障がい児、要保護児童等への きめ細かな取り組みの推進

より細やかな支援が必要な子どもとその保護者が安心して生活できるよう、障がい児に対する福祉サービスなどと連携を強化していきます。また、地域の関係機関の体制強化を図り、児童虐待の発生予防や早期発見、その後の保護・支援対策等の充実に努めます。

## 4. 施策の体系

計画における基本目標、主要課題、施策の方向を以下のように整理します。

基本目標	主要課題	施策の方向
1 地域における子育て支援の充実	(1)地域の子育て支援サービスの充実	①地域ぐるみの子育て支援 ②情報提供と相談活動の充実 ③教育・保育及び子育て支援事業の充実 ④各種経済的支援
	(2)子どもの居場所づくり	①放課後子ども総合プランの推進 ②児童館、公園等の充実
2 親と子の健康の確保及び増進	(1)子どもと親の健康の確保	①講座や教室、相談事業の充実 ②健診等の充実
	(2)健康な生活習慣・食育の推進	①食育の推進 ②思春期保健対策の充実
	(3)小児医療の充実	①小児医療体制・夜間救急医療体制の充実
3 子どもの成長に資する教育環境の整備	(1)学校教育環境の充実	①学力向上の取り組み ②教育相談の充実 ③地域とつながる学校づくり
	(2)家庭や地域の教育力の向上	①学習機会・情報提供の拡充
	(3)子どもの健全育成の取り組み	①体験活動等の充実 ②世代間交流の促進 ③子どもを取り巻く有害環境対策の推進
4 安全な子育て環境の整備	(1)安全・安心なまちづくり	①安全・安心なまちづくり ②良質な住宅等の供給促進
5 仕事と生活の調和の促進	(1)仕事と子育ての両立の支援	①働き方の見直しの啓発 ②女性の再就職の支援
6 障がい児、要保護児童等へのきめ細かな取り組みの推進	(1)児童虐待防止対策の充実	①児童虐待防止ネットワークの充実
	(2)ひとり親家庭の自立支援	①母子家庭等の自立のための支援
	(3)障がい児施策の充実	①早期発見と療育・教育の充実 ②障がい児へのサービスの充実

## 5. 子ども・子育て支援新制度への対応

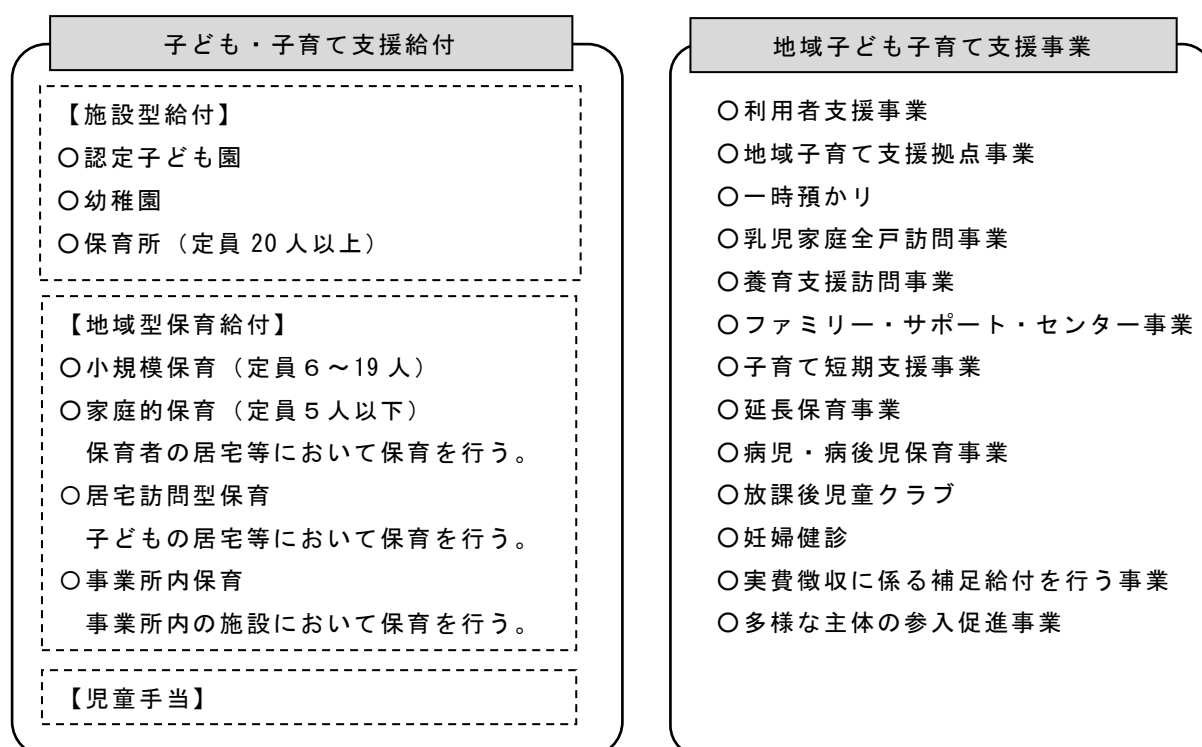
### (1) 新制度の概要

子ども・子育て支援法に基づく新制度においては、保護者の申請を受けた市町村が、客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなります。給付に関しては、都道府県が認可する認定こども園、幼稚園、保育所（園）を通じた共通の給付である「施設型給付」、市町村が認可する地域型保育事業への給付である「地域型保育給付」の創設により、地域の子育て支援事業の充実が図られています。

認定区分と利用可能施設

認定区分		1号認定	2号認定		3号認定
対象となる子ども		3-5歳	3-5歳		0-2歳
		保育の必要性なし	保育の必要性あり		保育の必要性あり
			教育ニーズあり	教育ニーズなし	
利用可能施設	認定こども園	○	○	○	○
	幼稚園	○	○		
	保育所			○	○
	地域型保育施設				○

子ども子育て支援新制度における給付・事業の全体像



## (2) 教育・保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援新制度においては、5年の計画期間（平成27年度から平成31年度）における、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を設定し、これを踏まえた上で、事業の供給量の見込みや具体的な教育・保育の提供方針としての「確保の内容」を定めることとされています。

また、国の基本指針では、上記の「量の見込み」と「確保の内容」を設定する単位として、各市町村において「教育・保育の提供区域（以下「提供区域」）」を定めることとなっています。

提供区域の設定に際しては、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案することとされています。

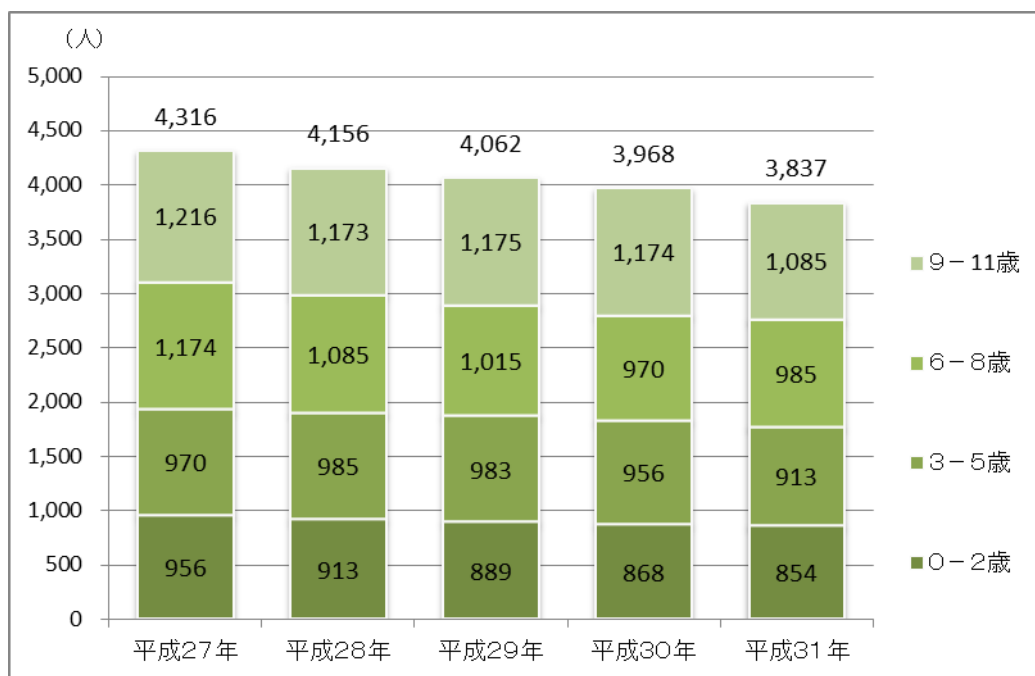
本市では、これまでの市の教育・保育施設の整備状況やサービス見込み量にかかわる推計、国による区域設定の諸条件等を総合的に勘案した結果、市全体を提供区域とすることで、計画期間中における需要量と供給量に対して十分かつ柔軟な対応が可能となることから、市域全域を1つの提供区域として設定することとします。

なお、市域全体を1つの提供区域としながらも、ニーズや利用状況の変化等を見極めながら、特定のエリアに施設整備が偏在することのないよう、各地域の特性や課題に応じた柔軟な対応をしていくこととします。

### (3) 児童人口の推計値

計画期間中の児童人口は、0～5歳の就学前児童人口、6～11歳の就学後児童人口ともに減少していくことが見込まれます。

推計児童数



## 第4章 施策の展開

基本  
目標

1

### 地域における子育て支援の充実

#### 主要課題（1）地域の子育て支援サービスの充実

- 子どもたちがのびやかに育っていくうえでは、身近な地域で子どもの育ちと子育てを支えるさまざまな仕組みが必要です。
- 市では、子育て支援センター、子育てひろば、子育て相談など、地域のさまざまな機会を通じて子育て家庭への支援に努めてきました。また地域では子育てサークル活動やファミリー・サポート・センターなどの取り組みが行われています。
- ニーズ調査の結果をみると、市内の子育て環境については必ずしも満足度が高いとは言えず、まだまだ改善の余地がある結果となっています。
- 今後も、新しい制度や民間の活力を利用してサービスの使い勝手を向上させていくとともに、必要なときに必要なサービスを的確に選ぶことができるよう、十分な情報提供をしていくことが必要です。例えば、子育て応援マップの活用なども有効な情報提供につながるものです。
- すべての子育て家庭に対して、利用しやすい柔軟な子育て支援サービスを提供するとともに、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、地域の子育て関連団体やボランティアの活動を促進し、地域での子育てを支える力を高めていくことが必要です。

## 施策の方向① 地域ぐるみの子育て支援

子育て支援センターやファミリー・サポート・センターなど、地域密着型の子育て支援体制を推進します。また、身近なところに、いつでも気軽に親子で集い交流できる場所の設置を進めます。

事業・施策名	取り組み内容	担当課
地域子育て支援拠点事業	<p>子育て支援センターや子育てひろばを拠点として、あそびの広場や子育て講座等を開催し、子育て親子の交流を促進するとともに、育児相談や援助、子育てに関する情報提供等により子育て支援を推進します。</p> <p>また、地域に出向いた支援活動として移動子育て支援センターを実施し、子育て支援及び関係機関とのネットワークの充実を図りながら、地域における子育て支援を推進するための人材育成に努めます。</p> <p><b>【実績】 支援センター2か所・ 子育てひろば1か所 計3か所</b></p> <p><b>【目標】 驚別地区に1か所設置 計4か所</b></p>	子育てグループ
子育て支援センター事業の充実	<p>平成26年度より、中央子育て支援センターに臨床心理士の資格を持つ「子どもの心と発達相談員」を配置し関係機関連携をしながら子どもの発育・発達に関する相談も受けることができる体制を整えています。</p> <p>子育て家庭にきめ細やかな子育て支援事業や相談機能を効果的・効率的に提供できるよう、子育て支援センターを中心とした関係機関等によるネットワークの充実を進めます。</p>	子育てグループ
ファミリー・サポート・センター事業	<p>子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と援助をしたい人（提供会員）の双方が会員となり、依頼会員が残業や急用などのとき、提供会員の自宅での子どもの預かりや送迎などを行い子育て支援の充実を図ります。年々利用件数、会員数が増加しており、活動の調整役である本部の体制を強化し、高まる需要に答え、仕事と育児が両立できる環境づくりを進めます。</p> <p><b>【実績】 設置個所 1か所</b></p>	子育てグループ
産後子育てママ派遣事業	<p>出産後のお母さんの体力が回復するまでの間、育児や家事の支援を必要とする家庭に対し、ヘルパーが訪問してお母さんや生まれたお子さんの身の回りの世話などを行い、お母さんが安心して日常生活を営むことができるよう支援します。</p>	子育てグループ
子育てサポーターと地域ボランティアの育成	<p>地域の子育て支援や相談体制の充実を図るため、地域の子育て支援事業を推進する子育てサポーターや地域ボランティアの発掘・育成に努めます。</p>	子育てグループ
子育てサークルへの支援と連携	<p>親子交流を行っている子育てサークルの取り組みなどに対する支援や連携を行います。今後はサークル同士の交流を持つように支援をしていきます。</p>	子育てグループ
ふれあい子育てサロン	<p>社会福祉協議会等と連携し、子育て中の親子と高齢者が、気軽に・楽しく・自由に集い、それぞれの興味や関心にあわせた交流・活動等を通じ、仲間づくりを支援します。</p> <p><b>【実績】 実施個所 3か所</b></p>	社会福祉グループ

## 施策の方向② 情報提供と相談活動の充実

必要な人が必要なときに情報が得られるよう、市の広報紙やインターネットなどを活用した、地域の子育て支援サービスの提供体制を充実します。また、いつでも気軽に相談できる場の設置を進めるとともに、各種相談事業を充実します。

事業・施策名	取り組み内容	担当課
利用者支援事業	教育・保育施設の利用や子ども・子育て支援に関する相談、情報提供、利用援助等の支援を行う窓口を市役所に設置します。地域子育て支援拠点との役割分担を検討し、質と量の拡大を図ります。	子育てグループ
子育て支援情報の提供	各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう関係機関・民間施設等の協力を得て、ホームページ、メールによる配信、パンフレット、子育てマップや子育てガイドブックなど、様々な形で情報提供の充実を図ります。	子育てグループ
幼児教育等に関する情報提供等の促進	各幼稚園で、保護者等から日頃の幼児教育に関する不安や悩みなどの相談に対し、相談や情報提供を速やかに受け入れられるような体制づくりの促進を図ります。	子育てグループ
子育て相談	子育てに関する悩みを抱えている子育て家庭の相談を、子育てグループや子育て支援センターで行い、子育てを支援します。	子育てグループ

### 施策の方向③ 教育・保育及び子育て支援事業の充実

就労している保護者や、在宅で子育てをしている保護者など、多様な保育・子育て支援ニーズに対応できるよう、子育てサービスの充実を図ります。

事業・施策名	取り組み内容	担当課
公立保育所の民営化	公立保育所で培われてきた保育に民間の技術や手法を取り入れた幼児教育を加え、地域の未来を担う子どもたちに「保育」と「教育」の一体的な提供を図るとともに、民間活力を取り入れた新たな保育環境を構築するため、公立保育所の民営化を進め、保育需要に柔軟に対応する保育サービス、地域の子育て支援の充実を図ります。 <b>【目標】 2か所（認定こども園含む）</b>	子育てグループ
新制度の普及と認定こども園の推進	地域の未来を担う子どもたちを育むための子ども・子育て支援新制度を円滑に施行するため、情報収集や利用者への情報提供を行うとともに、就学前の子供に幼児教育・保育を保護者の就労の有無にかかわらず一体的に提供するとともに、地域における子育て支援を行う機能を備える認定こども園を推進します。	子育てグループ
事業・施策名	取り組み内容	担当課



保育の質の向上	保育の質の向上を図るため、保育士の専門性、人材の安定的な確保を目指し、北海道主催の講習会や民間の専門機関が行う個別保育研修に積極的に参加するとともに、それらの資料を活用し、職場内研修や臨床心理士等の専門家による指導を行い、保育士個々の資質の向上に努めます。	子育てグループ
施設型給付・地域型保育給付の推進	子ども子育て支援法における保育所、幼稚園、認定こども園や地域型保育事業の利用に対し、施設型給付費を支給します。	子育てグループ
一時保育事業	保護者の就労や急病、事故等により一時的に家庭での保育が困難となった児童の保育や、保護者の急病、事故等による緊急的又は一時的な保育を実施します。 【実績】実施箇所 1か所 【目標】実施箇所 2か所	子育てグループ
延長保育事業	保護者の就労形態の多様化や勤務時間の増加等の保育ニーズに対応し、必要に応じて通常保育時間以上の保育を行います。 【実績】実施箇所 5か所	子育てグループ
休日保育事業	日曜・祝祭日などに、保護者の勤務等により家庭で保育できない場合に、休日保育を行います。 【実績】実施箇所 1か所	子育てグループ
保育所広域入所事業	保護者が勤務場所や通勤などの都合により、他市町村の保育所にも入所できるよう配慮し、子ども・保護者の負担軽減と利便性の向上を図るため、受け入れ先の市町村との調整を行います。	子育てグループ
子どもショートステイ事業	保護者の病気などにより児童の養育が一時的に困難になった家庭の児童を一定の期間、児童養護施設で養育します。 【実績】設置数 1か所 (社会福祉法人 室蘭言泉学園へ委託)	子育てグループ
病児・病後児保育事業	病気中もしくは病気の回復期にある児童を、保護者の就労などの理由により家庭内で保育できない場合に、病院・診療所、保育所等に付設された専用スペースで一時的に保育を行う事業です。現在市では実施していませんが、可能な実施手法を検討していきます。	子育てグループ
保育所地域活動事業	地域に開かれた保育所として、全ての保育所でお年寄りとの世代間交流や地域の異年齢児交流事業を実施します。交流内容の充実を図り、子ども達の発達を支援するとともに、交流先の方々にも参加いただける内容を盛り込んでいきます。	子育てグループ

#### 施策の方向④ 各種経済的支援

子育て家庭に対する児童手当、乳幼児医療費支給等の制度の推進に努めます。

事業・施策名	取り組み内容	担当課
児童手当	児童手当法に基づき、児童を養育している方に手当を支給し、家庭における生活の安定に寄与し、子どもの健全育成を図ります。	子育てグループ
乳幼児等医療費助成	0歳から小学6年生までの子どもの医療費の自己負担額の一部を助成します。	年金・長寿医療グループ

## 主要課題（２）子どもの居場所づくり

- 子どもは遊びを通じた友だちとのふれあいや交流の中で、社会性や協調性を身につけ、豊かな人間性を育みます。
- テレビゲームやパソコン、携帯電話の普及が進む一方で、空き地が減少している現在では、子どもたちのコミュニケーション方法が変化したり、室内でひとりで遊ぶ子どもが増えているものと考えられます。
- ニーズ調査からは、特に小学生の保護者から、身近な所に「思いきり体を動かせる遊び場がない」「雨天や冬場の遊び場がない」という意見が多くなっています。
- 本市では、公園の整備や児童館の整備、放課後児童クラブや放課後子ども教室を中心に、子どもたちの居場所となる事業を実施しています。
- 子どもたちがのびのびと遊べ、安全に過ごすことができる「居場所・遊び場」を充実する必要があります。

### 施策の方向① 放課後総合子どもプランの推進

心豊かでたくましい子どもたちを社会全体で育むため、登別版「放課後総合子どもプラン」を推進します。

事業・施策名	取り組み内容	担当課
放課後総合子どもプラン推進事業	<p>放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保を図るとともに、次世代を担う児童の健全育成を支援するため、放課後子ども教室、放課後児童クラブを実施しています。登録者の増加に対応できるよう、活動スペースや運営スタッフの確保・育成・発掘のため、道主催の研修会への積極的な参加を推奨し、人材の育成を図っていきます。</p> <p>また、各施設の設置目的等を踏まえ、児童館・放課後子ども教室と放課後児童クラブとの一体的な運営方法について整理し、全校児童を対象とした事業への拡大も検討していきます。</p>	社会教育グループ 子育てグループ

## 施策の方向② 公園、児童館等の充実

子どもたちがのびのびと遊べ、安全に過ごすことができるよう、公園や児童館などの社会資源を充実していきます。

事業・施策名	取り組み内容	担当課
子どもに配慮した環境整備	<p>児童館や公園の整備を図るとともに、子どもが身近なところで、のびのび遊ぶことができる場所の確保や、子どもに豊かな自然環境を与え、子ども自身が遊びを見つけて、遊びを創りだせるような環境を整備します。</p>	<p>子育てグループ 都市計画・公園グループ</p>
児童館	<p>児童に健全な遊びを与えて、その健康の増進と情操を豊かにし、児童福祉の向上を目的とした児童館活動を充実するとともに、児童の適正な居場所の確保のため設置個所の見直しや老朽化対策に努めます。                      鷺別児童館については、鷺別小学校の建て替えに併せた改築を検討していきます。</p> <p><b>【設置個所】 児童館 8 施設</b>  <b>児童センター 1 施設</b>  <b>児童室 2 施設</b></p>	<p>子育てグループ</p>
青少年会館	<p>青少年が学習、サークル活動、並びに体育、レクリエーション等を通じ、余暇の活用を図るとともに社会文化の向上を目途に健全な次の世代の担い手になる場として青少年会館を設置しています。</p> <p><b>【設置個所】 2か所</b></p>	<p>社会教育グループ</p>
図書館事業	<p>親子がふれあう機会を計画的に提供するため、気軽に利用できる自由な交流の場である図書館を会場に、年間を通して多種多様な事業を実施しています。</p>	<p>図書館</p>

## 主要課題（１）子どもと親の健康の確保

- 核家族や短期居住者の増加は、妊娠や出産に関する身近な経験者の知識や経験を受け継いでいく機会の減少につながっていると考えられます。
- 本市では、妊産婦・乳幼児に関わる各種の健診を実施するとともに、乳幼児育児相談・栄養相談、母親学級・両親学級等、発育・発達過程に応じた相談事業や助産師、保健師による家庭訪問、育児相談などを実施しています。
- 出産や子育て不安を解消し、親が気持ちにゆとりを持つことができるよう、出産・子育て情報の提供、各種の講座や教室の開催、気軽に相談できる窓口を充実していくとともに、子育てする親が孤立しないで、お互いに学びあい支えあえるように、親の仲間づくりを支援していくことはとても重要なことです。
- 子どもと親が健やかに生まれ育っていく上で、心身の健康は不可欠な要素であり、妊娠・出産、乳幼児期を通じて親と子の健康が確保されるよう、より一層の健康診査や相談・指導、親同士の交流機会の充実が必要です。

### 施策の方向① 講座や教室、相談事業の充実

妊娠・出産・育児に関して、「学べる」場の提供、「相談できる」機会の充実、「支えあう仲間ができる」場づくりを支援します。

事業・施策名	取り組み内容	担当課
母子健康手帳	健康データを記録し、お母さんとお子さんの健康管理に役立てることを目的に、妊娠中の方に交付します。また、安心して妊娠期を過し出産を迎えられるよう交付時に保健師が必ず面接し妊娠期アンケートを行い、ハイリスクと思われる妊婦に対しての支援に努めます。 <b>【目標】妊婦全員に交付</b>	健康推進グループ
妊産婦訪問	ハイリスク妊婦で支援が必要な人、及び産婦全員を対象に訪問による保健指導を行います。 <b>【目標】妊産婦全員を訪問</b>	健康推進グループ
事業・施策名	取り組み内容	担当課

不妊治療の普及啓発	不妊治療（対外受精・顕微授精に限る）を受けている方の経済的負担を軽減するなどを目的とした、北海道が行う「特定不妊治療費助成事業」の普及啓発に努めます。	健康推進グループ
すこやかマタニティ教室	妊婦とその夫を対象に年4回、沐浴、おむつ交換等の実習体験や先輩ママとの交流会等を行います。 【実績】年4回実施 教室参加者 54人	健康推進グループ
乳児訪問（赤ちゃん訪問）	新生児・乳児・未熟児訪問：赤ちゃんが生まれた家庭を全戸訪問します。 【実績】331人（95.9%） 【目標】乳児全員を訪問	健康推進グループ
乳幼児訪問	乳幼児の保護者を対象に、家庭訪問において、育児や成長発達等に関する相談を行います。また、乳幼児健診を受診できない世帯にも、家庭訪問を行います。	健康推進グループ
乳幼児相談	要支援児、相談希望のある乳幼児全員を対象に、定例の健康相談及び電話相談を行います。	健康推進グループ

## 施策の方向② 健診等の充実

妊娠中の健診及び歯科健診、乳幼児健診、歯科健診など各種の健診や予防接種を実施します。

事業・施策名	取り組み内容	担当課
妊婦健康診査	妊婦に対する健康診査を実施し、異常を早期に発見し、適切な指導や治療につなげています。 【実績】一般健康診査 14回（3,790件） 超音波検査 4回（1,161件） 【目標】妊婦全員	健康推進グループ
乳幼児健康診査	4か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に、月1回、年12回、問診、診察、計測、育児相談、栄養相談を行います。医師による診察等の他、育児アンケートを実施し、子育てにおいて支援が必要な保護者に支援を実施しています。 【実績】4か月児健康診査（12回）305人（未受診率4.1%） 【目標】乳幼児全員	健康推進グループ
幼児歯科保健対策	幼児期の歯科保健対策を実施します。 ■フッ素塗布 1歳6か月児健康診査受診者を対象に、半年毎、4歳までフッ素塗布を行います。 ■むし歯予防教室 1歳～1歳6か月児とその保護者を対象に、年2回、歯科医師による健康教育、歯科検診等を行います。 ■フッ素洗口 保育所の4・5歳児を対象に、フッ素洗口を行います。 【目標】対象児・申込者全員	健康推進グループ 子育てグループ

## 主要課題（２）健康な生活習慣・食育の推進

- 乳幼児期からの楽しく正しい食習慣の定着は、豊かな人間性の形成や家族関係づくりにとっても大切な栄養素となるものであり、発達段階に応じた「食事」という行為の重要性を栄養の面からも文化的な面からも、もう一度見直していく必要があります。
- 本市では、離乳食・幼児食教室等において、乳幼児や児童をもつ親に対して栄養や健康に関する学習機会を提供しています。
- また、思春期における無理なダイエットや心の健康の問題など、健康や性に関するさまざまな問題も提起されています。
- 思春期の児童・生徒に対しては、スクールカウンセラーによるカウンセリングや、喫煙、薬物の危険性等に関する教育を学校で実施しています。今後も、思春期の心と身体の発達の正しい理解を深めるため、母子保健関係課と学校の連携を図り、効果的な思春期保健対策を実施する必要があります。

### 施策の方向① 食育の推進

乳幼児期から学童期、思春期にわたる、発達段階に合わせた学習機会の提供や情報の提供を行います。また、子どもがつくる喜びを体験するとともに、食事の大切さを考える契機にもなるよう、親と子の参加型料理教室に取り組みます。

事業・施策名	取り組み内容	担当課
乳幼児食育事業	生後6～9カ月児を持つ保護者を対象に年4回、「もぐもぐ食育ひろば」を開催し、月齢に応じた離乳食の進め方や必要な栄養についての講話や母子間交流を行います。 <b>【実績】参加人数 84人</b>	健康推進グループ
母子栄養管理	10か月児相談として、10か月児を対象に、毎月1回、年12回、育児相談、離乳食指導、栄養相談、遊びの紹介等を行います。	健康推進グループ
おやつ作り講習	子育て支援センターにおいて、栄養士の指導により、離乳食やおやつ作りを楽しみながら、お母さん同士の交流を深める講習を開催します。	子育てグループ
保育所における食育の推進	「保育所食育計画」を策定し、家庭と保育所の役割を分担し連携を図りながら、規則正しい生活リズムの確立、バランスのとれた食生活、望ましい食習慣の定着に向けた食育の推進を図ります。	子育てグループ

## 施策の方向② 思春期保健対策の充実

思春期の児童・生徒に対して、スクールカウンセラーによるカウンセリングや、喫煙、薬物の危険性等に関する教育などを学校で実施します。

事業・施策名	取り組み内容	担当課
思春期の健康と性の問題	<p>「思春期教室」等を開催し、子どもたち自身が生命と性について知識を得て、自らを大切にすることを学習する場を設けています。また、保健所等と連携して、正しい知識の啓発、普及に努めるとともに、相談体制の充実を図るとともに、学校等で実施する性教室に関する相談や助言及び教材等の提供を行います。市内の中学校を中心に養護教諭と連携を図りながら、今後も継続していきます。</p>	健康推進グループ
スクールカウンセラーの配置	<p>小・中学校におけるいじめや不登校などの問題行動に対応するため、臨床心理士などの専門家を学校に拠点校方式で配置し、児童・生徒へのカウンセリング体制の充実を図ります。児童生徒が抱える問題の多様化、複雑化により相談件数が増加傾向にあるため、カウンセリング体制の強化及びより一層の機能の充実を図ります。</p> <p><b>【実績】 2名配置（拠点校方式）</b></p>	学校教育グループ
心の教室相談員の配置	<p>心の教室を設けるとともに相談員を配置し、生徒たちの不安やストレスなどを和らげ、心のゆとりを持てるよう、友人関係や進路、親子関係、登校拒否などについての相談を行っています。今後は、不登校等の背景にある課題の初期段階での解決に向けて取り組みを進めます。</p> <p><b>【実績】 5名配置（全中学校）</b></p>	学校教育グループ
薬物乱用防止対策や性教育対策の講習会	<p>性に関する健全な意識の涵養と併せて喫煙や薬物等に関する正しい知識の普及を図るため、専門的な講師を呼んで保護者や児童生徒等に講習会を実施しています。外部講師を活用した講習等の機会充実を図ります。</p>	学校教育グループ

## 主要課題（３）小児医療の充実

- 小児医療体制は、安心して子どもを産み、健やかに育てる環境の基盤となるものです。
- 本市では、医師会の協力により休日診療所を開設し、日曜、祝祭日及び年末年始における急病患者への診療を実施しています。また、小児救急に関しても、平日の夜間における小児の初期救急医療体制を強化してきました。
- ニーズ調査の結果をみると、就学前児童、小学校児童双方から、医療機関充実の要望は高くなっており、引き続き小児医療体制の充実に取り組む必要があります。

### 施策の方向①小児医療体制・夜間救急医療体制の充実

安心して子どもを産み、健やかに育てることができよう、小児医療体制の充実を図ります。

事業・施策名	取り組み内容	担当課
小児救急医療への対応	小児救急医療支援事業を実施し、休日及び夜間の診療体制を整え、小児重症救急患者の診療を確保しています。今後も現行体制で継続していきます。 【実績】対応病院：日鋼記念病院、製鉄記念室蘭病院	健康推進グループ
小児救急医療電話相談の普及啓発	子どもを持つ親が、看護師や小児科医から子どもの症状に応じた適切なアドバイスを受けることができるよう、北海道が行う「小児救急医療電話相談事業」の普及啓発に努めます。夜間の救急医療の相談にも対応しており、今後も普及啓発に努めます。	健康推進グループ
予防接種推進の取り組み	予防接種による免疫効果や安全性等の情報を提供するとともに、予防接種の推進に努めます。	健康推進グループ
未熟児養育医療給付	入院養育が必要な未熟児について、養育に必要な医療を給付します。	年金・長寿医療グループ



## 主要課題（１）学校教育環境の充実

- 幼児教育や学校教育の場は、集団で学び、ともに育っていく学習の場として重要な役割を担っています。
- 本市では、子どもたちの学力向上を図るため、一人ひとりに応じたきめの細かい指導、外部人材の活用、体験学習などを進めています。また、教員の資質向上を図るために、各種研修を実施しています。
- いじめや不登校等が依然として大きな社会問題となっており、このような問題に対処するために教育相談やスクールカウンセラーの派遣が行われています。今後も関連機関と連携した専門的な相談・支援体制を継続していくことが必要です。
- 学校施設は地域における学びやスポーツ活動の拠点としての重要性も増してきています。本市ではこれまでも、地域に開かれた学校づくりを進めるため、学校運営委員会を設置するとともに、学校施設の地域開放を進めており、今後も引き続き取り組んでいきます。

### 施策の方向① 学力向上の取り組み

一人ひとりの子どもに応じた、きめ細かい指導の工夫や、学習活動の活性化を図ります。

事業・施策名	取り組み内容	担当課
確かな学力の向上推進事業	学力向上対策事業として、学習状況の実態を把握するため、小中学校において標準学力検査を実施しています。また、学校間・学級内の学力差などの課題解決に向けた指導方法等の工夫改善、学習支援専門員による練習問題配布による基礎的、基本的な学習内容の定着を図ります。	学校教育グループ
特色ある学校づくり推進事業	自由な学習環境の中で学ぶ総合学習や、命の尊さや自然に親しむ心を育てる小動物の飼育や学校菜園などを推進します。温泉入浴体験、地域人材を活用した講演・野外体験学習、職業体験などを実施しています。今後はさらに、産業や自然など地域の素材を活用したものづくりや社会体験・観察の機会充実を図ります。	学校教育グループ

## 施策の方向② 教育相談の充実

学校不適應・いじめ・不登校等に対応するため、スクールソーシャルワーカー等による相談や指導活動を充実していきます。

事業・施策名	取り組み内容	担当課
不登校・いじめ等対策会議 ふれあいサポート懇談会	校長会や教頭会の代表、小・中学校教諭、教育委員会などによる、不登校・いじめ等の対策を推進するための会議を開催します。また、教職員（幼稚園、小・中学校）を対象とした、不登校・いじめ等対策のための研修会を行い、教職員の資質の向上に努めます。	学校教育グループ
教育相談・いじめ相談	専門相談員を配置し、電話や来室による相談を受けます。いじめ相談は減少傾向にありますが、引き続き気軽に相談できる環境の充実に努めます。 <b>【実績】 2名配置</b>	学校教育グループ
保護者懇談会	不登校児童・生徒をかかえる保護者との懇談会を開催して不登校対策に努めます。	学校教育グループ
スクールソーシャルワーカーの配置	学校だけでは対応しきれない不登校など生徒指導上の問題を抱える小中学校へスクールソーシャルワーカーを派遣し、課題解決に向けた校内体制の確立を図るとともに、関係機関と連携しながら児童生徒や家庭への働きかけを行い、効果的な支援を行います。 <b>【実績】 2名配置</b>	学校教育グループ
スタディ広場	適応指導教室等の機能として、不登校児童生徒の復帰支援を行います。	学校教育グループ

### 施策の方向③ 地域とつながる学校づくり

学校運営協議会等により地域・家庭・学校の連携を深めるとともに、学校施設を地域の市民に開放するなど、より開かれた学校づくりを進めます。

事業・施策名	取り組み内容	担当課
開かれた学校づくりの推進事業	市内全校区に学校運営協議会を設置し、コミュニティスクールを導入します。	学校教育グループ
教育ふれあいウィーク	市内全小・中学校が、授業や日常の学校生活を公開するほか、作品展等の取り組みを行います。	学校教育グループ
学校支援地域本部事業	地域のボランティアで学校を支える仕組みづくりを構築するため、学校支援地域本部を設置し、各中学校区における事業の充実を図ります。学校からの要望事項をスムーズに進めるため、各中学校区のコーディネーターが地域などを回りボランティア確保を進めています。今後各学校が行うコミュニティスクールと連携を図り学校の応援団になるよう取り組んでいきます。	社会教育グループ
学校開放事業の推進	地域のスポーツ活動促進のため、市内の小・中学校の体育館を解放します。平成 26 年度からは全校で利用者による自主管理体制で行われています。 <b>【実績】体育館 10 施設</b>	社会教育グループ
幼保・小・中の連携の推進	幼保小中連携協議会を設置し、情報交換、子ども同士や職員間の交流の環境を整備し、体力増強や読書推進など、幼児期から中学校まで一貫した取り組みを進めます。	学校教育グループ

## 主要課題（２）家庭や地域の教育力の向上

- 少子化社会や都市化の進展といった環境の中で育った若い世代では、昔に比べれば日常的な生活の中で子育てにつながる経験や地域の人々との関わりをもつ機会が必然的に少なくなっており、これが家庭の教育力の低下や、ひいては育児不安や児童虐待の背景となっているとも指摘されています。
- また、雑誌やテレビ、インターネットなどにより、さまざまな情報が氾濫する中で、子育てや教育方法に関する混乱も少なからず生じているものと思われます。
- 本市では、家庭や地域の教育力の向上を目指して、家庭教育事業の開催や家庭教育に関する情報提供を行っています。
- 今後も、地域の人材の活用や関係機関等の協力によって、家庭や地域の教育力の向上を図ることが必要です。

### 施策の方向① 学習機会・情報提供の拡充

子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行います。

事業・施策名	取り組み内容	担当課
家族の時間づくりプロジェクトの推進	親子のコミュニケーションの場や機会を増やすため、市内の全小・中学校が暦にない3連休以上の休みを創出します。各団体等の協力のもと、テーマパークや公共施設の割引特典を設けるほか、保護者の休暇取得を働き掛けていきます。	学校教育グループ
家庭教育学級	家庭での教育力向上のため、幼稚園児や小学生をもつ親が自主企画して行う、子育て等に関する学習会、家庭教育学級の活動を支援します。 <b>【実績】12学級（小学校8、幼稚園4）</b>	社会教育グループ
家庭教育講演会	親のあり方や子育てのあり方等についての学習機会を提供します。	社会教育グループ
子育て講座-親子であ・そ・ぼ-	バスを使用してのふおれすと鉱山・水族館等の親子バス遠足、食事と発達の講座など、親子で関わりながら楽しめる講座を提供していきます。	子育てグループ

## 主要課題（３）子どもの健全育成の取り組み

- 子どもは次代の親となるものであり、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、その育ちを支えていくことが必要です。
- そのためには、家庭や学校だけでなく、地域の中でのびのびと遊び、さまざまな人と出会い、成長していく機会が必要です。
- 本市では、児童館において小学校低学年から中高生年代と高齢者ボランティアとのふれあい・交流事業を行っています。また、児童と乳幼児との交流、幼いうちから絵本や読書に親しむ機会を提供する読み聞かせ等、各種講座を実施しています。
- これから親となる若い世代の子育てや親としての育ちを支えていくために、保育所、幼稚園、学校、生涯学習の場などを活用し、世代を超えた交流活動を推進していくことが必要です。

### 施策の方向① 体験活動等の充実

地域の団体と連携協力し、子どもや保護者に遊びやスポーツ、文化活動、自然体験、社会体験、ボランティア活動など豊かな体験活動を展開します。

事業・施策名	取り組み内容	担当課
郷土資料館・文化伝承館体験学習	地域の連帯感と心の豊かさを醸成するとともに、地域文化の理解や親子のふれあいを深めるため、資料館の日の設置や親子体験事業、子どもも参加することのできるバラエティにとんだ体験を提供しています。子どもたちが伝統的な生活文化、または遊びに触れることができるよう、今後も魅力的な体験学習を実施します。	社会教育グループ
通学合宿事業	子どもたちが親元を離れて共同生活をしながら通学し、自主性や協調性、適応能力など生きる力を身に付ける事業を推進します。定員を上回るほどの申込みがある人気事業です。参加希望の増加に比べられるよう、今後は、地域ボランティアとの連携強化や人数への対応を考えていきます。	社会教育グループ
ネイチャーセンター自然体験事業	子どもたちの豊かな心や生きる力を育むため、ネイチャーセンターにおける事業（自然教室、幼児向け自然教室、大人向け自然体験、ふおれすと鉱山冬まつり等）を推進します。引き続き、鉱山地区の自然を活用した自然体験活動を推進していきます。	社会教育グループ

事業・施策名	取り組み内容	担当課
子ども会活動への支援	「かるた大会」や「パン作り教室」等、体験活動を実施する登別市子ども会育成連絡協議会への助成を行い、子ども会活動を支援します。 【実績】事業参加者数 339人	社会教育グループ
スポーツ振興事業	小中学生を対象としたスポーツ教室やスポーツ講習会、スポーツ大会を開催している一般財団法人登別市文化・スポーツ振興財団のスポーツ事業を支援し、市民のスポーツ振興を図ります。	社会教育グループ
スポーツ少年団等への支援	スポーツ少年団本部に助成することにより、加盟団体の育成を図り、剣道・サッカー・野球・柔道などの少年団の活動を支援します。 【実績】21団体、320人	社会教育グループ
ボランティア体験	登別市ボランティアセンターを中心に、ボランティア活動に興味のある市民（児童）を対象として、気軽に無理なく体験できるプログラムを関係機関・団体等の協力を得て実施しています。	社会福祉グループ

## 施策の方向② 世代間交流の促進

乳幼児、児童・生徒と高齢者、乳幼児などの交流できる機会を創造し、世代間交流を促進します。

事業・施策名	取り組み内容	担当課
保育所世代間・異年齢交流事業	保育所において、世代間交流事業や地域交流事業を行い、ふれあいや思いやりのある心を育みます。 【実績】5保育所で実施	子育てグループ
私立幼稚園異年齢・世代間交流事業	幼稚園児と地域のお年寄りや児童等との交流を通して、ふれあいや思いやりのある心を育みます。	子育てグループ
小学校世代間交流	異年齢層間でのコミュニケーションを活性化させるため、異世代間の交流の場としての世代間交流を促進します。 【実績】8校で実施	社会教育グループ

### 施策の方向③ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

子どもを犯罪等の被害から守るため、通学路・公園等の安全対策を進めるとともに、地域の防犯活動を支援します。

事業・施策名	取り組み内容	担当課
社会を明るくする運動	青少年の非行防止や更生保護のために、メッセージ伝達式、啓発活動、地域住民との懇談会、社会を明るくする運動作文・標語募集、子ども育成者懇談会、公開ケース研究会等を実施します。今後も関係者と社会を明るくする運動の行事の見直しを進めていきます。	社会福祉グループ 市民サービスグループ
防犯活動の推進	「犯罪や事故・災害のない、明るく住みよい地域社会の実現」を目指して、室蘭登別防犯協会連合会や登別市暴力追放運動推進団体連絡協議会と関係団体が連携しながら街頭犯罪等の防止や少年非行防止などを推進します。	市民サービスグループ
有害図書立ち入り調査	非行など問題行動の誘引となる有害図書について実態把握と業者等の自主的措置を促すため立ち入り調査を行います。	社会教育グループ
青少年センター活動	青少年センターでは、青色回転パトロール車を活用して市内全域を巡回し、非行防止などの抑止に努めています。関係機関などとの連携強化を図るとともに、巡回パトロール車をこれまで以上に活動させ青少年の非行防止に努めます。	社会教育グループ
健全育成関係団体等との連携	市内小中高等学校合同生徒指導担当者連絡会議などを活用し、問題行動等の早期発見に努めます。また、学校・家庭・地域にこれまで以上に働きかけ、町内会や各中学校区健全育成団体などと協議・連携を図り、関係団体の裾野を広げ、子どもたちの健全育成に努めます。	社会教育グループ
子ども110番スタディちゃんの家	子どもが犯罪等に遭ったときの緊急避難場所「子ども110番スタディちゃんの家」設置を、地域住民等と連携して推進するとともに、設置箇所の拡充を図ります。	社会教育グループ
登下校時の児童・生徒の安全確保	学校や地域のボランティア・保護者等が協力して、登下校時等の見守りや巡回等を行い、児童の安全を確保します。学校・地域や中学校区で実施している見守り隊などの団体とこれまで以上連携を密にし、児童の安全確保に努めます。	社会教育グループ

## 主要課題（１）安全・安心なまちづくり

- 子どもが交通事故等の被害に巻き込まれることなく、安心して暮らせる環境を確保していくことが必要です。
- 本市では、交通事故を未然に防ぐために、交通安全標識の設置や歩道の整備など道路環境の整備を進めています。また、子どもや子育て中の親を対象にした交通安全教育や、交通指導員による立哨指導を実施しています。
- 子どもの安全を確保するという視点から、市内の交通環境を見直すとともに、関連機関・団体やPTA、ボランティア等、地域の人々が一体となって交通安全への取り組みを充実していくことが求められています。
- また、住環境は生活の基盤です。今後も、子育てを担う若い世代が広くゆとりある住宅を確保することができるよう、整備促進に努めます。

### 施策の方向① 安全・安心なまちづくり

子どもや子育て中の親を対象とした交通安全教育を推進するとともに、子ども自身が交通事故から身を守るための心構えや、交通安全知識の学習機会の提供を行います。

事業・施策名	取り組み内容	担当課
幅広い歩道や照明灯の整備	子育て家族や高齢者などすべての市民が、安全で快適に生活できるよう、幅の広い歩道などを含めた道路交通環境の整備に努めます。また、交差点や急カーブなどの交通安全対策のため、幹線道路等に照明灯を設置します。	土木グループ
危険防止	危険箇所の点検、交通安全施設や水路における安全防護施設の整備や遊泳禁止場所での指導を行います。生徒指導会議などを活用し、危険箇所の点検を強化するとともに危険箇所防止に努めます。	社会教育グループ
子育てに配慮した環境整備	公共施設等において、ベビーカーの利用やベビーベッド、オムツの交換場所など、子育て世帯が安心して利用できる設備の整備に努めます。	各施設所管グループ



事業・施策名	取り組み内容	担当課
防犯灯の設置推進	町内会などが地域の安全を確保するために設置・改修する防犯灯について支援をします。	市民サービスグループ
交通安全教育の推進	幼児、小学校、中学校、高等学校それぞれにおいて、発達段階に応じた交通安全教育を開催します。 また、スピードダウンの呼びかけ、シートベルトの着用、飲酒運転の根絶等、市民サービスグループだよりや市ホームページ等により交通安全教育に関する広報活動を行います。	市民サービスグループ 子育てグループ 学校教育グループ
主要通学路等における交通安全指導	主要通学路等における交通安全指導員の立哨指導を行います。市民の交通安全意識を高め、交通事故が減少するよう各種啓発活動等を実施するとともに、交通安全協会及び交通安全指導員会の活動を支援していきます。	市民サービスグループ

## 施策の方向② 良質な住宅等の供給促進

子育てを担う若い世代を中心に、広くゆとりのある住宅を確保できるよう、良質なファミリー向け賃貸住宅等の供給を促進するなどの取り組みを推進します。

事業・施策名	取り組み内容	担当課
良質な住宅の確保	公営住宅の建設、建替え時において、子育て家庭や高齢者などの入居者が安心して生活できる良質な住宅の供給を図ります。	建築住宅グループ

## 主要課題（１）仕事と子育ての両立の支援

- 女性も男性も、ともに子育ての責任を担い、仕事と子育て、地域活動などをバランスよく両立させることができる社会が求められています。
- 改正雇用機会均等法や育児・介護休業法の改正など、法律や制度の整備・充実は進んでいます。
- しかし、依然として育児休業を取得しづらい職場環境が残っていたり、休業後の職場復帰や子どもが病気の際の配慮不足、長時間勤務の常態化は残っています。
- 企業・地域の子育てに対する理解と配慮を深めるための意識啓発を進めるとともに、各種制度がより利用しやすいものとなるよう、国や都に対して職場環境改善策を要望していく必要があります。

### 施策の方向① 働き方の見直しの啓発

男女が共に働き、子育てなどの家庭生活に参画できる環境づくりを推進するため、役割分業にとらわれない生きかたを提示するとともに、男性の子育てへの関わりを周知・促進する事業に取り組みます。

事業・施策名	取り組み内容	担当課
仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	男女がともに、仕事、家庭生活、地域生活など様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の具体的な取り組み方法等について、普及・啓発を図ります。	子育てグループ 商工労政グループ
お父さんの子育て広場	子育て中の父親が子どもと楽しく遊びながら、父親同士の情報交換や交流の場を提供し、父親の子育て力の向上を促します。	子育てグループ

## 施策の方向② 女性の再就業の支援

出産や育児により退職した女性の再就職の支援や若者の就職支援のため、ハローワークとの連携による情報提供や相談事業を実施するとともに、就職に向けた学習機会の提供を行います。

事業・施策名	取り組み内容	担当課
女性の再就業に関する情報の提供	出産や育児、介護により退職した女性の再就業などを支援するため、公共職業安定所（ハローワーク）やその他職業紹介事業者等の関係機関と連携を図りながら、必要な情報の提供に努めます。	商工労政グループ
起業家を目指す女性への支援	中小企業への融資制度や助成制度などの周知を図ります。また、起業に関する講座やセミナーなどの情報の提供に努めます。	商工労政グループ

## 主要課題（１）児童虐待防止対策の充実

- 虐待はある日突然生じるものではありません。生活環境や身心の状態からその兆候を捉え、未然または早期に対応が可能なよう、十分な体制を整えておく必要があります。
- 本市では、子ども家庭支援センターを中心に、福祉、医療、保健、教育、警察等、関係諸機関の協力による要保護児童対策地域協議会を設置し、早期発見・早期対応に備えるとともに、専門機関における子どもへのカウンセリングや親への助言などを実施しています。
- 不幸にも虐待が生じてしまった場合には、児童相談所だけでなく、市、警察、保健所、学校、医療機関等の関係機関がそれぞれの役割を果たし、相互に連携して子どもを保護することが求められます。
- 児童虐待を防止するためには、子どもへの暴力に社会全体がより厳しい目を向けることが不可欠です。そのためには、早期発見の体制強化と並行して、子どもの虐待防止についての啓発が重要になります。

### 施策の方向① 児童虐待防止ネットワークの充実

虐待の発生予防・早期発見・早期対応を図るため、福祉、医療、保健、教育、警察等、関係諸機関の協力による市の児童虐待防止の体制の充実に努めます。

被害を受けた児童の立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言など、きめ細かな支援を実施していきます。

事業・施策名	取り組み内容	担当課
児童虐待の予防、早期発見	要保護児童、虐待が危惧される児童の把握に努め、通告体制の強化を図るとともに、民生委員・児童委員と連携し、地域における支援が必要な家庭を把握し、適切な支援に努めます。 また、児童虐待に対する理解を深めるため、関係団体・関係機関への児童虐待防止マニュアルの配布やセミナーの開催等により、地域全体で虐待の予防、早期発見に努めます。	子育てグループ

事業・施策名	取り組み内容	担当課
児童虐待への適切な対応	関係機関の連携によって虐待の早期発見に努め、事案が発生した際は要保護児童対策地域協議会を速やかに開催し、適切に対応します。	子育てグループ
家庭相談員・児童虐待相談員の活用	家庭における適切な児童養育その他家庭児童福祉の向上を図るため、子どもの問題で困ったり、悩んでいる人に対し、相談に応じ必要な助言指導を行います。	子育てグループ
子どもの権利の啓発	5月5日から11日の『児童福祉週間』に子どもの権利について広報のぼりべつやパンフレット等で啓発します。	子育てグループ 学校教育グループ
里親制度	里親制度は要保護児童を家庭的環境の中で養育する最も望ましい養育形態で、当市の要保護児童対策の中で重要な役割を担っています。今後も里親制度の活用を図ることにより、児童福祉の向上に努めます。	子育てグループ

## 主要課題（２）ひとり親家庭の自立支援

- 事故や離婚などにより、現在と異なる状況におかれることは誰にでも起こり得るものです。
- 特に乳幼児を抱えるひとり親家庭では子育てをはじめ生活全般にわたる精神的、経済的負担が大きいことから、本市では、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成、母子自立支援員による教育訓練給付金、高等技能訓練促進事業などの支援を行っています。
- 今後も、相談活動の充実とともに、就労支援など生活全体の自立に向けた総合的な支援が求められています。

### 施策の方向① 母子家庭等の自立のための支援

母子家庭等の自立を促進し、安定した生活を送ることができるように、経済的支援等や相談体制の充実に取り組みます。

事業・施策名	取り組み内容	担当課
母子自立支援員	ひとり親家庭等に対し、生活等の相談に応じ、経済・教育など諸問題の解決を支援するとともに、その自立に必要な指導を行います。	子育てグループ
児童扶養手当	児童扶養手当法に基づく手当を支給し、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進します。	子育てグループ
自立支援教育訓練給付事業	母子家庭の母の職業能力開発を促進するため「指導講座」を受講し、資格等の取得を行う者に対して、教育訓練終了後、自立支援教育訓練給付金を支給します。	子育てグループ
高等技能訓練促進給付事業	母子家庭の母が経済的自立に向け、資格を取得するための養成期間で修業の期間中の生活の安定のため、高等技能訓練促進給付金を支給します。	子育てグループ
入院助産事業	保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入院させ助産を受けることにより、児童福祉の向上を図ります。	子育てグループ
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の児童とその親の医療費の自己負担の一部を助成します。	年金・長寿医療グループ

## 主要課題（３）障がい児施策の充実

- 障がいのある乳幼児、児童に対する、早期からの適切な療育支援は、自らの可能性を高め、社会的に自立していくために特に大切です。
- また近年は、障がいの有無にかかわらず、保育園・幼稚園・学校等で、集団行動に課題がある、子ども同士のトラブルを起こしやすい等の特別な支援を必要とする子どもが増えています。
- 市ではこれまでも、特別な支援の必要な幼児、児童、生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導や必要な支援に取り組んできました。
- 今後も、乳幼児健診の充実や事後相談支援体制の充実を図るとともに、障害者地域自立支援協議会など関係者の連携のもと、保育園・幼稚園・学校等が情報を共有し、発達段階に応じた適切な支援を途切れることなく受けられる体制を充実していく必要があります。

### 施策の方向① 早期発見と療育・教育の充実

障がいの早期発見に努めるとともに、それぞれの障がいや発達課題に応じた療育体制や相談体制を充実します。

事業・施策名	取り組み内容	担当課
障がい児保育事業	3歳以上で心身に障がいを持つ児童や発育・発達に心配のある児童で、集団保育が可能な児童を受け入れ、児童の健全な成長、発達を促すとともに、障がい児保育の充実に努めます。	子育てグループ
特別支援教育	障がいのある児童生徒に対し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行います。 また、障がい者自らの出前講座や体験学習、交流活動などにより、学校教育における福祉教育の充実に努めます。	学校教育グループ
ことばの教室	ことばの障がいがある子どもたちに必要な教育を行います。幌別小学校に通級指導教室を開設し、幼児・小学生を指導しています。今後は、設置校の拡充を含めて検討すると共に、言語教室担当教員の増員について道教委に要望していきます。	学校教育グループ

<p>手当や医療費の給付による支援</p>	<p>特別児童扶養手当、障害児福祉手当、重度心身障害児介護手当等の手当や重度心身障害者医療費助成、育成医療等の給付により、児童の家庭を支援し児童の福祉の増進を図ります。</p>	<p>子育てグループ 障害福祉グループ 年金・長寿医療グループ</p>
-----------------------	--	---

## 施策の方向② 障がい児へのサービスの充実

障がいや病気をもつ子どもの親同士の仲間づくり、保育所や児童クラブの対応充実など、地域での生活支援を充実します。

事業・施策名	取り組み内容	担当課
<p>障がい者福祉計画の推進</p>	<p>障がい者（児）の自立と社会参加を進めるため、新たに平成 27 年度を初年度とする「（仮称）登別市障がい者支援プラン」に基づき、障がい者（児）への支援の充実を図ります。</p>	<p>障害福祉グループ</p>



# 第5章 量の見込と確保策一覧

## 1. 教育・保育事業

【 認定こども園・幼稚園・保育所の利用見込みと定員 単位：人 】

		平成27年度					平成28年度				
		1号	2号 教育	2号 保育	3号 0歳 1-2歳		1号	2号 教育	2号 保育	3号 0歳 1-2歳	
①量の見込(必要利用定員総数)		582	139	249	31	216	591	141	253	30	203
②確保の内容	特定教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所)	685	103	363	36	141	685	94	363	36	141
	特定地域型保育事業				5	26				5	26
②-①		103	-36	114	10	-49	94	-47	110	11	-36
教育・保育の別		67			75		47		85		
		平成29年度					平成30年度				
		1号	2号 教育	2号 保育	3号 0歳 1-2歳		1号	2号 教育	2号 保育	3号 0歳 1-2歳	
①量の見込(必要利用定員総数)		590	141	252	29	197	573	137	246	29	194
②確保の内容	特定教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所)	685	95	363	36	141	685	112	363	36	141
	特定地域型保育事業				5	26				5	26
②-①		95	-46	111	12	-30	112	-25	117	12	-27
教育・保育の別		49			93		87		102		
		平成31年度					【凡例】 1号：保育を必要としない3-5歳児 2号：保育を必要とする3-5歳児 3号：保育を必要とする0-2歳児 量の見込：ニーズ調査結果等を基にしたニーズ量 確保の内容：利用定員数				
		1号	2号 教育	2号 保育	3号 0歳 1-2歳						
①量の見込(必要利用定員総数)		548	131	234	28	190					
②確保の内容	特定教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所)	685	137	363	36	141					
	特定地域型保育事業				5	26					
②-①		137	6	129	13	-23					
教育・保育の別		143			119						
提供体制、確保策の考え方		量の見込に対し、全体としての定員数は上回っており、提供体制は十分に確保されています。一部不足が見込まれるものについても、他の区分における余剰分を活用した弾力的な運用を図ることで対応し、待機児童の出ないよう、適切な提供体制の確保を図ります。									
教育・保育事業の一体的提供及び推進に関する体制の確保内容		教育・保育を適切に提供するため、保育所、幼稚園、認定こども園等を適切に配置するとともに、教育・保育施設等への多様な事業者の能力を活用した教育・保育施設等の設置又は運営を促進します。 質の高い幼児期の学校教育・保育を推進するため、0-2歳児と3-5歳児、幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な連携のための取り組みを推進します。									

## 2. 地域子ども・子育て支援事業

【 「単位：人」は年間の実利用人数、「単位：人日」は年間の延べ利用人数 】

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
(1)利用者支援事業 単位：箇所	①量の見込	1	1	1	1	1
	②確保の内容	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0
	提供体制、確保策の考え方	子ども・子育て支援に関する相談、情報提供、利用援助等の支援を行う窓口を市役所に設置します。地域子育て支援拠点との役割分担を見て質と量の拡大を図ります。				
(2)地域子育て支援拠点事業 単位：人日	①量の見込み	2,063	2,163	2,293	2,421	2,562
	②確保の内容	2,063	2,163	2,293	2,421	2,562
	②-①	0	0	0	0	0
	実施箇所数	3	3	4	4	4
	提供体制、確保策の考え方	子育て支援センター2か所と子育て広場の1か所で、地域子育て支援拠点事業を実施しています。今後は、子育て支援室や児童館において平成29年に1か所の子育て支援拠点事業の実施場所を開設することを目指します。				
(3)妊婦健診 単位：人	①量の見込み	3,745	3,673	3,619	3,536	3,451
	②確保の内容	3,745	3,673	3,619	3,536	3,451
	②-①	0	0	0	0	0
	提供体制、確保策の考え方	妊婦に対する健康診査を14回実施しています。今後もすべての妊婦に対し現行通り実施します。				
(4)乳児家庭全戸訪問事業 単位：人	①量の見込み	304	295	290	283	281
	②確保の内容	304	295	290	283	281
	②-①	0	0	0	0	0
	提供体制、確保策の考え方	乳児のいる家庭に保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報の提供、養育環境の把握、養育についての相談や助言を行っています。すべての乳児のいる家庭を対象として、実施率100%を目指します。				
(5)療育支援訪問事業 単位：人	①量の見込み	2	2	2	2	2
	②確保の内容	2	2	2	2	2
	②-①	0	0	0	0	0
	提供体制、確保策の考え方	養育を支援することが特に必要と認められる児童・保護者に対して、必要な支援を行っています。必要と認められるすべての児童・保護者に対して実施します。				

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
(6)子育て短期支援事業 単位:人日	①量の見込み	0	0	0	0	0
	②確保の内容	0	0	0	0	0
	②-①	0	0	0	0	0
	提供体制、確保策の考え方	保護者の疾病や仕事等の理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合に、児童等を児童養護施設等で一時的に保護しています。必要に応じて北海道児童相談所や女性相談支援センター等の市外施設を活用する形で対応します。				
(7)ファミリー・サポート・センター事業 単位:人日	①量の見込み	135	127	121	118	116
	②確保の内容	135	127	121	118	116
	②-①	0	0	0	0	0
	提供体制、確保策の考え方	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(依頼会員)と援助を行うことを希望する者(提供会員)とが、様々な育児の手助けを行う相互援助活動事業です。今後も地域全体で子育て支援をしていくために提供体制の確保に努めます。				
(8)一時預かり事業 単位:人日 【幼稚園】	①量の見込み	13,664	13,873	13,854	13,456	12,868
	②確保の内容	13,664	13,873	13,854	13,456	12,868
	②-①	0	0	0	0	0
	実施個所数	4	4	4	4	4
【その他】	①量の見込み	673	664	655	638	618
	②確保の内容	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
	②-①	427	436	445	462	482
	実施個所数	1	1	1	1	1
	提供体制、確保策の考え方	私立幼稚園4園、市内1保育所で実施されています。ニーズは多いものの実際の利用には結びついていないのが現状です。今後も引き続き利用者のニーズに応えられるよう、適切な提供体制の確保に努めます。				
(9)延長保育事業 単位:人	①量の見込み	231	230	231	230	226
	②確保の内容	231	230	231	230	226
	②-①	0	0	0	0	0
	実施個所数	5	5	5	5	5
	提供体制、確保策の考え方	市内保育所5園すべてで実施されています。今後も引き続き市内すべての保育所で実施します。				

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
(10) 病児・病後児保育事業 単位:人日	①量の見込み	2,646	2,607	2,572	2,506	2,427
	②確保の内容	0	0	0	0	0
	②-①	-2,646	-2,607	-2,572	-2,506	-2,427
	提供体制、確保策の考え方	現在市では実施していません。				
(11) 放課後児童クラブ 単位:人	①量の見込み	245	244	245	251	268
	②確保の内容	280	280	280	280	280
	②-①	35	36	35	29	12
	実施個所数	7	7	7	7	7
	提供体制、確保策の考え方	現在市内 7 施設で実施しています。ニーズの増加や多様化に対応できるよう整備していきます。				
(12) 実費聴衆に係る補足給付を行う事業	提供体制、確保策の考え方	世帯の所得状況等を勘案して市が定める基準に該当する子どもが特定教育・保育等を受けた際に、文房具その他の教育・保育に必要な物品等の購入費用に対し、必要に応じて助成を行います。				
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	提供体制、確保策の考え方	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業を必要に応じて実施します。				

## 第6章 計画の推進

### 1. 推進体制の充実

#### (1) 市役所内における各部署の連携強化

本計画に携わる部署は、市役所関係の組織でみると児童福祉の担当課だけでなく、保育の担当課、健康増進の担当課、都市計画や道路整備の担当課、教育委員会など広範囲にわたっています。

そのため、各部署間の綿密な情報交換と連携した行動によって、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

#### (2) 関係機関や市民との協力

本計画の推進のためには、市役所だけでなく、児童相談所などの行政組織や、子育てに関係する民間団体・市民ネットワーク、及び各地域の住民の協力が不可欠です。そのため、市民に対して積極的に情報を提供していくとともに、市行政と各種団体、地域住民との協力の強化を推進します。

#### (3) 国・道との連携

地方公共団体の責務として、市民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い子育て支援となるよう、国・道に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

## 2. 計画の点検・評価に向けて

本計画を市民とともに推進していく体制を確保するため、市民参画により構成される「登別市子ども・子育て会議」を中心に、計画の推進と進行管理を行います。

庁内においては、各施策・事業の進捗状況を把握し、定期的にサービス推進検討会に報告します。